

# 第六十一回国会 社会労働委員会議録 第十号

(三六四)

昭和四十四年四月二十二日(火曜日)

午前十時二十七分開議

出席委員

委員長 森田重次郎君

理事 渡谷 直藏君

理事 谷垣 専一君

理事 渡辺 駿君

理事 田邊 誠君

理事 竹内 黎一君

理事 橋本龍太郎君

正君

理事 河野 金光君

佐々木義武君

世耕 政隆君

中山 マサ君

箕輪 登君

後藤 俊男君

八木 一男君

伏木 和雄君

和雄君

勝利君

谷口 善太郎君

原 健三郎君

出閣

山上 信重君

松永 正男君

和田 勝美君

島本虎三君紹介(第四五三三号)

同(柳田秀一君紹介)(第四六九号)

同(渡辺芳男君紹介)(第四七〇〇号)

医師及び看護婦の増員に関する請願(加藤万吉君紹介)(第四五二九号)

同(林百郎君紹介)(第四五三一号)

同(勝間田清一君紹介)(第四七一二号)

同(神門至馬夫君紹介)(第四七二三号)

戦争犯罪裁判關係者に見舞金支給に関する請願(池田正之輔君紹介)(第四五三五号)

同(河村勝君紹介)(第四五三六号)

衛生検査技術法の一部改正に関する請願(飯野清吾君紹介)(第四八八二号)

忠男君紹介(第四五三九号)

医療労働者の増員等に関する請願(石野久男君紹介)(第四五四〇号)

同外二件(石橋政嗣君紹介)(第四五四一号)

委員西村英一君辞任につき、その補欠として広

四月十八日

西村英一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

第一類第七号

社会労働委員会議録第十一号

昭和四十四年四月二十二日

川シズエ君が議長の指名で委員に選任された。

国民年金等の改善に関する請願(鶴田宗一君外一名紹介)(第四五二八号)

第七〇号(參議院送付)

同月十九日

児童手当法案(山本政弘君外十二名提出、衆法第三〇号)

同月十八日

國民年金等の改善に関する請願(鶴田宗一君外一名紹介)(第四五二八号)

療術の新規開業制度に関する請願(宇野宗佑君紹介)(第四五二九号)

医療保険制度改悪反対及び医療保障確立に関する請願(唐橋東君紹介)(第四五三〇号)

同(柳田秀一君紹介)(第四六九号)

同(渡辺芳男君紹介)(第四七一一号)

医師及び看護婦の増員に関する請願(加藤万吉君紹介)(第四五三一号)

同(林百郎君紹介)(第四五三二号)

同(渡辺芳男君紹介)(第四六九号)

医療保険制度改悪反対及び医療保障確立に関する請願(宇野宗佑君紹介)(第四七〇〇号)

同(柳田秀一君紹介)(第四六九号)

同(渡辺芳男君紹介)(第四七一一号)

医師及び看護婦の増員に関する請願(加藤万吉君紹介)(第四五三二号)

同(柳田秀一君紹介)(第四六九号)

同(渡辺芳男君紹介)(第四七一一号)

医療保険制度改悪反対及び医療保障確立に関する請願(宇野宗佑君紹介)(第四七〇〇号)

同(柳田秀一君紹介)(第四六九号)

同(渡辺芳男君紹介)(第四七一一号)

医師及び看護婦の増員に関する請願(加藤万吉君紹介)(第四五三二号)

同(柳田秀一君紹介)(第四六九号)

同(渡辺芳男君紹介)(第四七一一号)

医療保険制度改悪反対及び医療保障確立に関する請願(宇野宗佑君紹介)(第四七〇〇号)

同(柳田秀一君紹介)(第四六九号)

同(渡辺芳男君紹介)(第四七一一号)

医師及び看護婦の増員に関する請願(加藤万吉君紹介)(第四五三二号)

同(柳田秀一君紹介)(第四六九号)

同(渡辺芳男君紹介)(第四七一一号)

医療保険制度改悪反対及び医療保障確立に関する請願(宇野宗佑君紹介)(第四七〇〇号)

同(柳田秀一君紹介)(第四六九号)

同(渡辺芳男君紹介)(第四七一一号)

○森田委員長 これより会議を開きます。  
 労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。  
 質疑の申し出がありますので、これを許します。

○河野正君 本日は二点の大きな問題について質疑を行ないたいと思いますが、質疑の時間の問題もございまますので、お答えになるほうは簡単明確にひとつお答えを願いたいと思います。

そこで第一は、アメリカの基地労働者の問題についてお尋ねをするわけですが、きょう特に冒頭にお尋ねをしてまいりたいと思いまますのは、板付基地に常駐しておりましたR.F.I.迎撃偵察中隊が、当初二十日ということでございましたが、本日を期して、米本国ミズーリ州リチャード・ゲーボア基地に引き揚げる、そして今後は事実上板付基地が予備基地となるということをごぞいます。

〔委員長退席、竹内委員長代理着席〕  
 けさ方の報道によりますると、この引き揚げを実施いたしておりましたR.F.I.が、離陸に失敗をして炎上した。まあ人畜に被害はないということ

同外一件(石橋政嗣君紹介)(第四七〇一号)  
 同外三件(川村継義君紹介)(第四七〇二号)  
 同外三件(木原寅君紹介)(第四七〇三号)  
 同(神門至馬夫君紹介)(第四七〇四号)  
 同外三件(中村重光君紹介)(第四七〇五号)  
 同(沖本泰幸君紹介)(第四七〇七号)  
 同(近江巳記夫君紹介)(第四七〇八号)  
 同(伏木和雄君紹介)(第四七〇九号)  
 同(正木良明君紹介)(第四七一〇号)

同(藤本孝雄君紹介)(第四九四七号)  
 戦争犯罪裁判關係者に見舞金支給に関する請願(田中龍夫君紹介)(第四九四八号)  
 国民年金等の改善に関する請願(渡海元三郎君紹介)(第四九四九号)

健康保險等臨時特例の延長反対に関する請願(林百郎君紹介)(第四五七七号)  
 全国全産業一律最低賃金制の法制化に関する請願(林百郎君紹介)(第四五七八号)  
 医療保險制度改悪反対等に関する請願(大橋敏雄君紹介)(第四五七六号)  
 全國全産業一律最低賃金制の法制化に関する請願(林百郎君紹介)(第四五七八号)  
 医療保險制度改悪反対等に関する請願(大橋敏雄君紹介)(第四五七八号)  
 全國全産業一律最低賃金制の法制化に関する請願(林百郎君紹介)(第四五七八号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

職業訓練法案(内閣提出第九一號)

労働関係の基本施策に関する件(駐留軍労務者等の労働問題)

○森田委員長 これより会議を開きます。  
 労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

○河野正君 本日は二点の大きな問題について質疑を行ないたいと思いますが、質疑の時間の問題もございまますので、お答えになるほうは簡単明確にひとつお答えを願いたいと思います。

そこで第一は、アメリカの基地労働者の問題についてお尋ねをするわけですが、きょう特に冒頭にお尋ねをしてまいりたいと思いまますのは、板付

基地に常駐しておりましたR.F.I.迎撃偵察中隊

が、当初二十日ということでございましたが、本

日を期して、米本国ミズーリ州リチャード・ゲーボア基地に引き揚げる、そして今後は事実上板付

基地が予備基地となるということをごぞいます。

〔委員長退席、竹内委員長代理着席〕

けさ方の報道によりますると、この引き揚げを実

施いたしておりましたR.F.I.が、離陸に失敗をして炎上した。まあ人畜に被害はないということ

けさ方の報道によりますると、この引き揚げを実施いたしておりましたR.F.I.が、離陸に失敗をして炎上した。まあ人畜に被害はないということ

けさ方の報道によりますると、この引き揚げを実

施いたしておりましたR.F.I.が、離陸に失敗をして炎上した。まあ人畜に被害はないということ

けさ方の報道によりますると、この引き揚げを実

でござりますけれども、市民は非常に大きなショックを受けておるのであります。そこで、この間の事情について、まずもつてひとつお話しを願いたい。このことはあとの質問にも関連してまいりますので、まずこの点について山上長官のお答えを願いたいと思います。

○山上(信)政府委員　だいまの、板付におきます米軍機の本日の事故の件でございますが、たゞいま御質問にもありましたように、板付基地に常駐しております戦術偵察中隊が本国に引き揚げました。これは二十日に予定されておったものが都合で本日に延びたわけでございますが、その帰還飛行をするために今朝十数機飛び立つた。そのうちの一機が板付におきまして離陸に失敗して、滑走路南端のさく等を突つてしまして、約五十メートルの地点で、これはクリアゾーンと申す地点に停止した。幸いに人畜には被害はない模様でございました。大体ここはまだだいままでの報告でいまして、大体ここはまだだいままでの報告では、現在国有地内のようにございます。したがいまして、外部に対しての被害は、たゞいま運航が中止されておるといふことでございます。

いつごろ解除になるかどうかという明細なことはまだ承知いたしておりませんが、いずれにいたしましても、米軍機による事故によりまして地方民に相当の影響を与えることと考えられますので、さつそくにも米軍に対して今後かような事故が起きないように十分な注意を促すようにいたしたい、かように考えておる次第でございます。

なお、米軍機の一般的な事故防止につきましては、再々、これらにつきまして米側にも注意を促し、米側も留意をいたしておつたことと思うのですが、今朝かよろな事故がありましたことは、まさに遺憾に考える次第でございます。

さつそくにもこれは注意を促して、不安のないよういたしたい、かように考えておる次第でございます。

○河野(正)委員　全く遺憾なことで、市民に及ぼす心理的な、あるいはその他影響というものがわめて大きいわけでござりますから、ひとつき

然たる態度で、政府もこの問題に対する抗議を実施してもらいたい、こういうふうに思います。

そこで、かねがねの問題でござりますけれども、この問題とやはり関連してまいりますのが、政府が約束してまいりました板付基地撤去の問題があると思います。今度R.F.101の引き揚げで、事実上板付基地がブエプロ事件以前に戻つて、予備中継の基地になるだろう、こういうふうにいわれておるわけですから、現地では板付基地撤去、こういろいろな議論をございますし、政府もそれらの議論に対し、早急に基地の撤去について検討していきたい、こういう公約もあるのでござりますから、このR.F.101引き揚げと板付基地撤去との関連といふものは、どういうものであるのか、この際ひとつお聞かせをいただきたい。

○山上(信)政府委員　政府が昨年の六月に、板付基地の移転の方針を定めましたのは、当時の実情もさることながら、板付飛行場が、福岡市の非常な人口稠密地帯にあるというようなことから、将来のことを考えた措置であると私は考えておるのでございまして、その後におきまして、米側におきましても、この基地を本年六月までに、予備基地的にすると、方針をきめて、政府側に通告してしまいましたけれども、これとは一応関係がないと私どもは考えております。したがいまして、今までいましまったけれども、この点については移転先との他の調査を進め、できるだけすみやかに措置をとりたい、かように考えておる次第でござります。

○河野(正)委員　今度の事件と関係はないようであるけれども、昨年六月、板付基地撤去という方針も出てまいりておるので、さらにその線に沿つて調査を進めるというお答えであったわけですが、私どもは仄聞するところによりますと、福岡の施設局では、予備調査資料として、何カ所かの候補地をあげて、施設局に対しまして資料を提出しておる、こうすることを私どもは承つておるわけですが、この事実についてひとつお答えを願いたい。

然たる態度で、政府もこの問題に対する抗議を実施してもらいたい、こういうふうに思います。そこで、かねがねの問題でござりますけれども、この問題とやはり関連してまいりますのが、政府が約束してまいりました板付基地撤去の問題があると思います。今度R.F.101の引き揚げで、事実上板付基地がブエプロ事件以前に戻つて、予備中継の基地になるだろう、こういうふうにいわれておるわけですから、現地では板付基地撤去、こういろいろな議論をございますし、政府もそれらの議論に対し、早急に基地の撤去について検討していきたい、こういう公約もあるのでござりますから、このR.F.101引き揚げと板付基地撤去との関連といふものは、どういうものであるのか、この際ひとつお聞かせをいただきたい。

○山上(信)政府委員　政府が昨年の六月に、板付基地の移転の方針を定めましたのは、当時の実情もさることながら、板付飛行場が、福岡市の非常な人口稠密地帯にあるというようなことから、将来のことを考えた措置であると私は考えておるのでございまして、その後におきまして、米側におきましても、この基地を本年六月までに、予備基地的にすると、方針をきめて、政府側に通告してしまいましたけれども、これとは一応関係がないと私どもは考えております。したがいまして、今までいましまったけれども、この点については移転先との他の調査を進め、できるだけすみやかに措置をとりたい、かのように考えておる次第でござります。

○河野(正)委員　その調査を進めるについて、一つの資料として、福岡のほうでは何カ所か具体的な地域をあげて、その調査の参考に供しよう、こうしたことだとたとえば芦屋、築城、有明、西海、切木、こういうような具体的な地名をあげて、予備調査資料として、福岡施設局から本庁にあげられた検討もいたしております。中央におきましても、これまで検討もいたしております。中央におきましても、この点についてお答えを願いたい。

○山上(信)政府委員　福岡におきまして、いろいろな候補地をあげてきておるといふようなことではあります。この点についてお答えを願いたい。

○河野(正)委員　そうしますと、私どもが仄聞するところによると、いま申し上げるような、かねがねいわれてきた地元ですね、いま私が申し上げました芦屋にいたしましても、築城にいたしましても、有明、切木、西海にいたしましても、大体私どもがいままでいろいろ言つてきた地元でござります。これらについて、たとえ芦屋であるとか、築城であるとかいうことは別として、いま申し上げました地元といふものが、候補地として現地の施設局において考えられておる、それをどこにするかは別として、そういう意味での予備調査資料としての候補地といふものが考えられておるかどうか、こうふうことです。

○山上(信)政府委員　ただいままださような時期を、はつきり申し上げられる段階に参つております。

○山上(信)政府委員　予算におきましてわれわれが考えておりますのは、当然やはり数カ所の候補地を前提としたさなければならないと思います。それについていろいろ概略調査をやつた上で特定の候補地がきまりますれば、それについてただいま相当大きな調査費が載つておりますが、ボーリングであるとか測量であるとかいうのは、特定の個所がきまつた場合に、さような経費を大量に支出して、航空写真をとつたり、あるいはその飛行場の内外の測量を行ない、あるいはボーリングをするというような予算を組んでおるというのをございまして、前提として数カ所からもちろんしばられますが、予算の行使の内容の大部分になるものは、しばられた段階でやつてまいる、かのように考えておる次第でござります。

○河野(正)委員　その予算行使の段階では、かなりしばられてくると思うのです。その予備調査の資料として、いま私が申し上げたような地域といふものは、しばられた段階でやつてまいる、かのように考えておる次第でござります。

○河野(正)委員　その予算行使の段階では、かなりしばられてくると思うのです。その予備調査の資料として、いま私が申し上げたような地域といふものが考へられておるのかどうか、こういうことを言つておるわけです。

○山上(信)政府委員　今まで私どもの承知しているのでは、そういうようなものが參つておらないといふものが考へられておるのかどうか、こういうことを言つておるわけです。

○河野(正)委員　現在まで私どもの承知しているのでは、そういうようなものが參つておらないといふものが考へられておるといふことになりますが、そういうものが参りましたら検討するということになると思いますが、どことこといつた数カ所の地域にしましても、具体的にきまつておらぬということもあります。

○河野(正)委員　その他の調査を進め、できるだけすみやかに措置をとりたい、かのように考えておる次第でござります。

○河野(正)委員　いずれにしても、四十四年度の予算として五千万円の調査費がつけられておるわけですね。ですから、四十四年度の予算の中で、具体的にどこどここの調査をしなければならぬということは、当然のことであると思うのです。したがつて、そういうことなどを調査するといふよう方向といふものが、大体いつの時点ころ出でてくるのか、この点についてひとつ御見解をお聞かせいただきたい。

○山上(信)政府委員　ただいままださのような時期を、はつきり申し上げられる段階に参つております。

んが、なるべくすみやかに個所をしほつてしまいりたいといふに考へておる次第でござります。

○河野(正)委員

いずれにしても四十四年度の中で五千万円の調査費というものが行使されなければならぬわけですから、したがつて、いずれにし

ても早急に、具体的な地名というものにしほられていくといふことは、これは想像にかたからざるところだと思います。ですから、これは政府のいつものきまり文句ですけれども、すみやかにといふことで、なかなか具体的におっしゃつていただけぬわけです。しかし、いずれにしても四十四年

度内での予算の行使ということで、これは特にきょうのようないふな事故が起つてくれば、市民といふものは、この問題についてますます関心を持つてくると思うのです。そういう意味で、やはり大

体いつごろには、その候補地といふものがしほられてくるといふよな方向ぐらいはここで示していただきぬと、單に現地に対していろいろ不安を

かけ、あるいはショックを与えた、申しわけないということだけでは私は済まされぬと思うので

す。現地の市民に対して不安をかけ、またショックを与えた、それでこういたしますということにならぬと、ただそれはきまり文句のことく、まことに申しわけないと、いうことだけでは私は済まさぬと思う。そういう意味では、やはり誠意を示す意味においても、大体四十四年度ということにしまばられておるわけですから、そこで四十四年のどの時点においては、一応候補地といふものをしぼつて調査に入りたいといふようなことは、やはりここで明らかにしてもらわぬといかぬと思うのです。

○山上(信)政府委員

先生御承知のように、この板付の飛行場を移転するという必要性につきましては、地元の方々も一致しておられるところでもあり、政府もまたそれをいたしたいと考えておるところでございますが、さて、移転先となりりますと、これはなかなか地元方面にいろいろなむしろどちらかといえば反対の空氣の強い場所が多うござります。

ざいます。したがいまして、私どもは腹の底から、何とか早くしたいといふには考へております。したがつて、誠意を見せたいところ一ぱい申しあげられないといふのが実情でございます。

できるだけすみやかにこういふものを決定していくように、今後も努力していきたいかよう考へておる次第でございます。

○河野(正)委員

できるだけすみやかにやらなければならぬことは、四十四年度に五千万円の予算をつき込まなければならぬですから、これは当然のことであつて、それをもつて誠意がある答弁といふように理解するわけにはまいりません。

私どもがこういった問題を取り上げておりますのは、やはり現在米軍基地で働いております、基地労働者の雇用とも密接な関連を持ってまいりました。

一つには、市民感情というか、市民がいろいろ基地のために不安を感じておるという問題もございますが、一つには、やはり基地で働いておる労働者の雇用とともに重要な関連を持っています。

これはいづれ後ほど労働大臣に聞くわけですが、まだ基地労働者に対する雇用の安定策といふものが確立されておらぬ。そういう意味で、私どもはこの問題を重視いたしておるわけ

でございます。すみやかに、すみやかにといふよなきまり文句で、どうも誠意ある答えが出てこないことを私どもは非常に残念に思います。

そこで、板付基地の人員整理について、きょうは後ほど立川を中心とする人員整理問題について論議をしたいと思つておつたわけですが、せつかくここまでまいりましたから、この際関連をしてお尋ねをしておきたいと思いますが、この板付といふ基地は、昨年一月末のブエプロ事件以来、若干基地労働者が増員をされてきたといふ経緯がございます。ところが今日RF-10が引き揚げて後方基地といふことになりますと、勢いこれまで人員整理といふ問題が起つてこようと思ひます。これは單に板付に限らず、立川にしても、府中にし

ても、横田にしても同じでござりますけれども、今まで私どもが非常に残念に思つておりますのは、基地が縮小される、あるいは軍が移動する、こういふよな地で働くおる労働者の生活権といふものは、一方基地が移動され、基地が縮小される、一方基

地で働くおる労働者の生活権といふものは、一度までにこういふことが特定できるといふことを申しあげられないといふのが実情でございます。できるだけすみやかにこういふものを決定していくように、今後も努力していきたいかよう考へておる次第でございます。

○河野(正)委員

できるだけすみやかにやらなければならぬことは、まだ軍が移動したなら、それに対応して、一体基地で働くおる労働者といふものはどうなるのだ、こういふ問題が、今日までなおざりにされてきた、そのことを私どもは非常に残念に感じてきました。そこで、せつから出てまいりましたから、この板付基地のRF-10引き揚げ後にどういふ人員整理問題が予想されるのか、この際、ひと

つ明瞭にしたいだきたい。

○山上(信)政府委員

プロエプロ以後に、百数十名の従業員の増員が行なわれたことは事実でございまますので、今回の移駐に伴いまして、何らか人

員整理が行なわれるのではないかといふことが、予想されないこともないのですが、現在までのところでは、いまだよくな通報もございませんし、さような動きも米側に見受けられません。したがいまして、どういふうな影響が起きるであろうかといふことは、いま直ちに申し上げる段階にないわけでござりますが、いずれにいたしましても、一般的に申ししましても、何かそ

ういう人員整理といふようなことが行なわれる場合におきましては、これらについては配置転換でありますとか、あるいは離職対策等について、万全の措置を講じてまいりたい。これは板付とは直接關係はございませんが、米軍基地の整理縮小といふことを、政府が昨年来強く米側に要請したといふ

こととも取り上げたのでござりますが、個々の問題になりますと、こういふことだけでは必ずしも満足いたしません。したがつて、どういふふうにあとの措置をめんどう見ていけるかといふことでござります。われわれとしては、最善を尽くすといふことでござりますが、いま直ちに板付にできるだけすみやかにこういふものを決定してい

くよう、今後も努力していきたいかよう考へておる次第でございます。

○河野(正)委員

板付については見通しがないところでござりますが、ところが現実には、この四月より五月にかけて予定されておりますのは三沢、立川、府中、横田といつたぐいであります。そこで、せつから出てまいりましたから、この竹内委員長代理退席、委員長着席

ところが、この四月から五月にかけては、先ほど申し上げましたよな地點で、一挙に六百名近くの人員整理と合理化が強行されようとしておるわけです。若干延期をされたり、その他調整をするといふようなことで、いろいろ話し合いがなされており面もござります。しかし、一応そういう方針というものが出てきました。特に、立川のごときは三百三十五名といふことで、非常に多かつたわけ

です。そこで四月、五月といふことございましたが、いま調整の段階だということでまだ若干延期されておる面もござりますが、いずれにいたしま

しても、本年は七〇年安保の前年でもございま

す。このことは、基地労働者にとりましてもまさに不安と焦慮にかられる、非常に重大な深刻な問題だと思います。そこで板付についてはいま見

通しが立たないといふことございましたが、それならば、いま私が指摘いたしました六百名近くと予想されます人員整理、これはもう解雇日もす

で立川が五月三十一日、府中が五月三十一日、横田が五月三十一日、それから三沢が四月二十五日、こういふふうに一応予定されていたわけで

す。こういうような事態について、一体どういうふうに対処されようとしておるのか、これは後ほ

○山上(信)政府委員 三沢あるいは朝霞、その他  
おおきな長官のほうからお答えを願いたい。

林奈の沿岸植物について、著者によれば、立派な整理がなされており、立派な整理がなされています。ただし、立派にきめつけましては、まだ整理という形で整理されただけであります。

員があるといふような話し合いがきておるのでございまして、今後整理問題といふことが発生をする可能性はあるかと思います。いずれにいたしましても、かような問題が出ておる、また出る可能性がある段階でございますので、こういった人員整理といふ問題が生じた場合につきましては、関

係の都道府県等と密接な連絡をいたしまして、県の労働事務所あるいは県の労務等とともに十分連絡をとつて、事前調整を米側との間に十分やつてまいりたい、そしてこの内容をいたしましては、配転その他によつて極力人員整理を最小限にする、圧縮していくというふうにやつてまいりたい、中央段階においても、また必要なればこういった話しあいもするというような考え方でおる次第でござ

○河野(正)委員 実は、配転その他、できるだけ話し合いをやつて、人員整理というものは圧縮していくみたい。——私は、ただ漫然とそういうことをでは了承できないわけであつて、ニクソン政権が誕生してドル防衛政策、海外経費の節約政策、こういう点が明らかにされてまつておるわけですから、したがつて、いすれにしても基地労働者にそのしわ寄せというものが起こつてくるであろうということは一般論として当然考え方されることだと思います。

由といふものがもう的確で、適正で、どうにもならぬという理由であれば、その段階で配転その他を考えればよろしい、ただドル防衛であるとか、あるいは海外の経費を節約するといふような理由で一方的に軍が解雇を通告してくる。そうすれば、あわてて配転その他のを考えるということではなくて、やはりその解雇をする、あるいは整理をして、それに対してもやからく話し合いのものではないわけです。そういう整理の理由に対して、徹底的に究明をして、そしてアメリカ側に對して強い毅然たる姿勢で対処する必要がある。

時間がございませんから、私は一例として申し上げたいと思いますが、たとえば立川の六〇九部隊、これは輸送中隊だそうですが、これがなくなるところが、実際には仕事があるのですから、あらためて今度再雇用する。仕事はあるけれども、一応整理をして、そして再雇用する場合には、これは初仕給ですから、安い賃金で再雇用する。こういうことでは、私どもは、この輸送中隊がなくなるとなるということだけでは、実際には仕事があるわけですから、この解雇通告に対して納得するわけにいかぬ。ですから、やはり解雇通告があっても、その理由といふものがほんとうに妥当な理由であるのかどうか、この究明というものがぜひひなされなければならぬ。そうすると、その理由といふものが不當であれば、たとえば配転するとかそういうことは別として、不當なものであれば、やはり政府としてはき然たる態度でアメリカ軍に対してもうわなければならない。特に立川においても、そういう事例がございますので、お尋ねを申し上げたい、かように思います。

○山上(信)政府委員 人員整理の場合の考え方でござりまするが、ニクソン政権のドル防衛という問題、こういうもので整理が大きくなわれる

いふべきなことなどにつきましては、實は私どもが、もしさよろな考え方で問題が出てくるのであります。相當問題であろうと考えますので、この点については、米側にも私自身確かめでございませんが、さような考え方は、少なくとも当分の間はないよう私どもは承知いたしております。それから、たゞいまそりうた整理が、たゞえ立川の空輸部隊の移転に伴うような問題の例をあげてのお話でござりますが、もちろんわれわれいたしましても、この整理の問題がありましたときには、そういう問題が出来ましたつと、個々にその問題の内容を十分に検討して、それが妥当であるかどうかといふような点についても十分明確であるといふことであれば、むしろ整理をすべきではないといふ御趣旨のよくな線でわれわれも今後折衝してまいりたい。そして万やむを得ない、これはどうしても整理せねばならないといふようなものについては、配転、あるいははどうしても配転がつかないものについては、今後離職対策を考えるとか、その他の施策を講ずるといふよう順序でののを考えてまいりたいという考え方をお次第でござります。

社会党としては、ここ数年来の懸案でございます。活安定策といふものが考えられておらぬ。私どもけれども、基地労働者、駐留軍労働者の雇用安定法を提出をいたしておるわけでございます。最終的にはやはり法で、これは、基地労働者といふものは、政府が雇用してアメリカ軍に労務を提供しておるわけですから、したがつて、やはり公務員と同じように、公務員に準じて政地がこの駐留軍労働者については、雇用について責任をもつてもらわなければならぬということ、私はそのとおりだと思うのです。

そこで、そういう意味で、ひとつ基地労働者の雇用安定について、どういう姿勢で臨んでいくか、この点について労働大臣から誠意のあるお答えをひとつ承りたい、かようろに思います。

○原国務大臣 御説ごつともございまして、駐留軍關係離職者に対する援護措置については、昭和三十三年の駐留軍關係離職者等臨時措置法の制定以来、だんだんよくなりつつあるところでござります。そういう人員整理とか、職離者対策等々については、防衛施設庁とよく協力いたしまして、御趣旨の線に沿うて善処いたしたい、こう思っております。

○河野(正)委員 この臨時措置法も、これはまあ逐年改善されてまいりました。その点の誠意を私はもは無視するものではございませんが、根本的にはやはり基地労働者の雇用といふものについて、どう対処していくかという政策といふものがない私が必要だと思います。そういう意味で、私ども社会党としては、この駐留軍労働者の雇用安定法、こういう法律で基本的に駐留軍労働者の雇用というものを見定さしていこう。ただ出てきた者がなくなる——おそらく逐次米軍基地といふものについて、配転をするとか、出てきた者について、給付金を増額して渡してやるとか、そのことでも大事ですけれども、根本的にはやはりこの基地雇用面においては非常に不安定だということは、が、自衛隊に移行していくございましょう。いずれにしても基地労働者といふものが、そういう

これはもう何人も不思議なことがないと思うのです。そういう意味で、やはりこの際労働大臣としても、いまおっしゃったような抽象的なこと

でなくして、この駐留軍労働者の雇用問題について、具体的な施策というものを何らかの形でやつしていく方向だけは、ひとつぜひこの際お示しをいただきたい。

○原國務大臣 駐留軍労働者の雇用の安定その他の方策につきましては、これは防衛施設局とよく協議し、相談して、河野先生のおっしゃるような線に向かって進んでいきたい、こう思っております。

○河野(正)委員 まあ非常に抽象的でございますけれども、私が指摘した方向で努力するということをございますから、きょうの段階では、時間もございませんので、その辺で終わりたいと思います。

そこで、いま一つ私は具体的な事例をあげてお尋ねをしてまいらなければならぬと思うわけですけれども、それは最近の一つの傾向として、具体的には立川、府中、横田等でそういう事例が起こっておりますが、たとえばガレージ職場、自動車修理、こういうBXにおいて下請といふものにだんだん切りかえられつつあるといふ一つの事例がございます。そうしますと、再びそのBX職場において整理問題が起ころうとするでございましょう。また、業者ですから、賃金その他労働条件といふものが劣悪な状態に戻つてしまいるでございましょう。要するに、こういうよくな現在ある職場といふものが、ガレージ職場であるとか、自動車修理であるとか、そういう現在ある職場といふものが、請負制度でなされるということ、このことでも、この基地労働者にとっては労働条件その他、非常に関心の強い問題でございますので、こういう傾向についてどういうふうに受け取つておられるのか、これは長官のほうにひとつお伺いを申し上げたいと思います。

○山上(信)政府委員 従業員の従事しておりますところの業務を、民間事業へ切りかえるとい

ことにつきましては、われわれいたしましては、できるだけこれは避けいくようにすべきで

はないか。ただいまおっしゃいましたような地域につきまして、若干そういう問題が現在起きておりますことは、われわれも承知いたしておりますので、目下これらにつきましては、米側との間で、事前協議をいたしておる段階でございまして、必ずしも十分納得できない点がありますれば、これは関係の都庁等とも打ち合わせて善処いたしまりたい、かように考えておる次第でございます。

○河野(正)委員 そういうような民間事業に対しますが、これが起るといふことは、基地労働者にも非常に大きな影響を持つてくるわけですから、そういう意味でひとつ強い態度で対処してもらいたい。

こういった背景をいろいろ私どもは検討してまいりますと、最近除隊をするアメリカの軍人、軍属、こういう軍人、軍属が日本に残つて民間事業としてやっていこう、こういう事例があるようでござります。そろしますと、施設も機械も器具も、一切米軍から貸与を受けてやる。ですから、中で働いておる者は、全くの単純労働を提供する

一時は、二月二十二日に岩国基地で吉本君といふ労働者が暴行事件にあっておる。この岩国では、すでに昭和三十九年八月十六日に松本君がアメリカ兵に刺殺されたといふ事件もございま

す。いま一つは、横須賀の基地で二月二十四日、石塚君といふのがアメリカ兵に襲われて重傷を負つたといふ事件もござります。

たまたまこういった事件の起つりました職場といふものが、クラブであるといふことも一つの理由でございましょうが、いずれにいたしましても諸機関労働者に起つた事件であるわけです。このようなアメリカ兵の日本人労働者に対して加えられたきた暴行事件、これは私はアメリカ兵の日本労働者に対するべつ視のあらわれが、結果的には基地労働者に対して暴行を働く、あるいは刺殺すといふようなことになつたの

うふうに考えます。この点については、労働大臣からお答えを願いたいと思います。

○原國務大臣 そういう問題、私どもはよくわか

りませんので、防衛施設局ともよく相談して善処いたしたい、こう思つております。

○河野(正)委員 これはわからぬのじゃなくて、法律違反ということを私ども指摘しておるわけでから、もしその疑いがあれば施設局に対して厳重に申し入れをする、こういうお答えを願わなければならぬと思うのです。これは住さんでもいいですから、ひとつはつきりお答えを願いたいと思います。

○住政府委員 実態、十分調べまして、適切な措置をとりたいと考えております。

○河野(正)委員 時間の都合もありますから、さらに進めてまいりたいと思ひます。

○河野(正)委員 時間の都合もありますから、さ

らに進めてまいりたいと思ひます。

○山上(信)政府委員 ただいま御指摘のありますた、岩国の事件等につきましては、政府といふましても直ちに犯人を逮捕するとか、あるいは保安警備を強化するといったような措置につきまして、厳重に米側に申し入れをいたしております。

そして具体的な安全措置を早急に講ずるよう申しけましたのでござりますが、米側におきましても当庁の申し入れに対しまして、それに応じて対策の強化を実施しておるという段階でござります。

なお、いまおっしゃいましたような管理の強化ということにつきまして、今後も米側と、十分趣旨の徹底をはかつてまいりたい。具体的に申しますと、パトロールの強化であるとか、あるいは警報装置あるいは照明、安全協議会、そういったようなことを申し入れておるのですが、軍側といつしましても、パトロール要員を増強する、あるいはそういう巡回する頻度を増すとか、警報装置をつくるとか、あるいは深夜作業を中止するとかいったような、各種の措置を講じております。なお、かような措置で十分でないといふような点につきましては、今後ともこういう事故の起らぬないようにすることをやつてしまりたい。

なあ、かような事故が、アメリカ人の日本人に対するべつ視といふことから発したかどうか、これらのことにつきましては必ずしもつまびらかでございませんが、まあたくさんおる中には、やはり不心得者もあるかと思いますので、今後こういうようなものが起きないよう、全軍に精神的な意味の教育もしていただくようには、あわせて申し入れておる次第でござります。

○河野(正)委員 この暴行事件といふよな問題は、被害者はもちろんのことでございますが、その家族にとりましてもまことに不幸なことでござりますし、同時にこれは、今後いつだれの身の上に降りかかるかわからぬといふ意味におきましては、全基地労働者の問題とともに私は考えるわけです。そういう意味で私は、こういった岩国、あるいは横須賀の基地で行なわれてしまひました暴行事件につきましては、重要視しなければならぬ。

そこで、いろいろな方法、たとえばパトロールを強化するとか、巡回を強化するとか、あるいは深夜勤務をやめるとか、いろいろありましたが、やはり根底を流れるものは、私は、先ほど指摘したように、アメリカ兵の日本人労働者に対するべつ視の態度といふものが、結果的にはそういうことになると思う。たとえばこの岩国の基地におきましても、横須賀の基地におきましても、いずれもアルコールが入るようなクラブで行なわれておるわけですね。ですからそういう日本人労働者を軽べつする、あるいはべつ視をするといふようなことは、いきなり暴行事件になつていくといふように私どもは考えざるを得ないと思うのです。ですから、単にパトロールを強化するとか、いろいろございましたが、基本的には日本の基地労働者といふもののを軽べつをし、べつ視をするといふ気持ちがアメリカ軍の根底に流れておるということは、私どもは決して無視することができないと思うのです。そういう意味でこういう点は、さらにその背景となつております日本人労働者をばかにしたたり、あるいは軽べつしたり、あるいはべつ視したり、そういう点について強く反省するように申しあれをしてもらわなければ困る。そのことが、結果的には基地労働者の命が守られることになるわけですから、そういう意味で私たち、この点を非常に重要視いたしておるわけです。そういう意味で、重ねて強い態度で臨むといふ気持ちをあらためて披瀝をしてもらいたい。

○山上(信)政府委員 この点につきましても先ほどの精神面におきましても、かようなことのないようについてことを、全体に教育していただくよう私ども過去におきましても申し入れをいたしておりますが、今後ともさような線でやってまいりたい、かように考えておる次第であります。

○森田委員長 関連質問の申し出がありますので、これを許します。山本政弘君。

○山本(政)委員 ちょっと施設庁長官にお伺いしますが、そういう米軍の暴行事件とかいろいろなことがあった場合、裁判権といらうのは日本にあるわけでしょう。

○山上(信)政府委員 裁判権の問題については、法務当局から御答弁いただくのが至当かと思いますが、基地内で起きた事件につきましては、現在のところ米軍にあるかと私ども存じております。

○山本(政)委員 基地内で起きた場合、犯人が逮捕された場合に、犯人の逮捕引き渡しの要求といふのはできないわけですか。

○山上(信)政府委員 これはそれぞれの地位協定の各条項に従って、法務当局において御処理されることと存する次第であります。

○山本(政)委員 最後にあれですけれども、長官のほうでもう少しきちんとした態度をもつて——いま聞きましたら死人も出ている。そして暴行も出ている。婦女暴行という話もちょっとお伺いしている。金品の強奪もある。そんなことが連続、二月から三月に起つて、それをほつたらかして抗議一つもできないといふ、そんな弱腰がどこにありますか。もう少しきちんとやつてもらうということを私はひとつお願いしたいと思うのです。

質問をそれで終わります。

○山上(信)政府委員 かような事故が起きました場合には、私どもといったしましては嚴重に抗議をいたしておるのでございます。先ほどから声が低かったので私の気持ちが伝わらなかつたと存じますが、私どもはまじめに、これは嚴重抗議しております。今後ともさような考え方でおる次第でござります。

○山本(政)委員 あなたがそういうことをおつしやるのだったら、私は再度申し上げますよ。それじゃ今まで事件が起つたときに、日本のほうで裁判されたことがありますか、日本の法廷で。アメリカ兵が暴行なり何なり犯罪を犯したときには、それが告発されたことがありますか。おそらくないでしょ。ほとんどがホーフマン方式とかなんとかいうことで、賠償によつて片づけられるるじやありませんか。その点はどうです。

○山上(信)政府委員 民事事件につきましては、私のほうで賠償の業務等を実施いたしておるのでござります。刑事案件につきましては、法務当局のほうで処理いたしておる次第でござります。

○河野(正)委員 いまの点は、私どもも非常に不満でございます。と申しますのは、一つには被害者の生命を尊重する、また残された遺族の問題。それからさらに、こういう暴力問題ということが、いつ基地のすべての労働者に振りかかってくるかわからぬという問題ですね。私どもは、この問題を非常に重要視いたしておるわけですから、ひとつそういう気持ちを十分踏まえて、もつとき然たる態度でアメリカに対してもらわなければならぬ、こういうふうに思います。

それからさらに、基地労働者をべつ視するといふような基本的な姿勢から、こういう暴力事件といふものが起こり、基地労働者を殺したり、なぐったり、あるいは凌辱したりといふことが起つてきておると思うのですが、それと関連していま一つここで取り上げてまいりたいと思いますのは、諸機関労働者の問題がござります。IHAの問題がございます。この諸機関労働者は、ことしの一月現在で九千八百二十名、こう私ども聞いておるのでですが、諸機関労働者といふものは、元来軍の直接雇用であったものが、裁判の所轄権のところから昭和三十六年十二月一日から政府の雇用となつたことは御案内とのおりでございます。したがつて、このMLCとIHAとは何ら差別される理由はないのです。ところが現実は、協約の規定

るといふことを私どもは見聞をするわけです。そこで、私どもはこの駐留軍労働者の地位を向上させなければならぬ。地位を低めておるからばが、この諸機関労働者のごときは、一応政府雇いにはなつたが、現実にはMLCと比べて、非常会的地位を上げてもらわなければならぬ。ところが、この協約をMLC並みにしなさいといふ強い要求をやつてきたようでござります。この点について、四十一年六月十三日には六項目の要求を示して、施設庁の誠意を迫つておるようでございまが、この協約の問題について、最近長官がやられた軍交渉の中で、今月一ぱいにはこの点に対する回答を行なうということがいわれておるようですが、この点について、長官のお答えをいただきたい。

労働者の社会的地位というものを上げなければならぬ。にもかかわらず、同じ政府雇用でありますから、MLC、IHAという相違によつて、その身分なりあるいは労働条件といふものが差別される。たとえば人事問題、あるいは旅費の問題、いろいろような具体的な問題の中でいろいろ差別されてゐる。そこで、極論しますと、MLCにいたしましてもIHАにいたしましても、政府雇用でござりますから、自分で雇用しておる労働者の中に差別が行なわれておるということは、私はむしろアメリカ軍よりも、政府の責任だといわざるを得ぬと思うのです。ですから、そういう意味で当然この協約というもの、MLC、IHAが平等になるよう改善されなければならぬ。

そこで、この米軍参謀長との間で、今月一ぱいに全駐労に対しても回答するということであつたが、月中旬に、いま長官がお述べになつたような方向で回答されるものかどうか、この際あらためてここで明らかにしていただきたい。

○山上(信)政府委員 一応今月中に返事があるといたことは、はつきりいたしておりますが、その内容がどういうふうになるかということは、返事が来ない限り明らかに申し上げられない現状でございますが、われわれいたしましては、今後その回答が、どういうふうに出るかということはともかくといたしまして、できるだけ最善を尽くして、そしてこの差別といふものがだんだんとなくなつていくような方向で努力してまいりたいとうことを申し上げておきたいと思います。

○河野(正)委員 いまの長官の答えて、だんだんとなくなるじゃなくて、即刻なくしてもらわなければいかぬわけです。政府雇用だって、IHAとMLCによつて差別されておるわけですから、こういう差別があつてはいかぬわけですよ。どちらも政府雇用ですからね。ですから、われわれは即刻その協約といふものが改定をされて、同一のものにならなければならぬ。それを、だんだん改善していくこうというような答弁では、これはちょっと承服するわけにいかぬです。即刻やらな

ではから、結果はどうすればいいかねわけですか。では、即刻 MLC としてはならないことは明らかで、ならばぬと思うのではから、結果はどうすればいいかねわけですか。この点、どうぞお聞きください。  
○山上(信) 政府委員  
○河野(正) 委員 それとも、政府雇用行政の者が、いまのようにくじけてしまつても、政府要員たる者であらうと MLC のが、いまのようになんにいきませんよ。この姿勢でアメリカに回答を出させるには、なんらぬと思ひのでなければならぬといふにいきませんよ。この点、どうぞお聞きください。  
○河野(正) 委員 それとも、政府雇用行政の者が、いまのようになんにいきませんよ。この姿勢でアメリカに回答を出させるには、なんらぬと思ひのでなければならぬといふにいきませんよ。この点、どうぞお聞きください。  
○原國務大臣 お答えを承つておきま  
第一点は、MLC

差があるので、差があることはまことに好ましくはないかもしれません。私どもすみやかにその差をなくしたいと思っております。

それから第二の、いわゆるこういう駐留者の方々の雇用の安定その他福祉の増進等にましては、さいぜん防衛施設庁長官からお話をございましたが、いまアメリカ軍に四項目のを出しておりますので、防衛施設庁と私ども省もよく協力いたしまして、すみやかに向ふ解決策が出されるよう協力して、善処を頼んでいたしていきたい、そして河野先生の御期 待うようだいたしたい、こう考えております。

○河野(正)委員 この労働基本権に関連をいたま一つお尋ねをしてまいりたいという案件について、次のような問題がござります。

そこで、この点は非常に重大な問題でござりますから、まず労働大臣に見解を承りたいと申けですが、これは去る昭和四十一年の十月勧告完全実施を要求して行なわれた公務員共八次統一行動の際のテモ事件に対し、この二十四日東京地裁で大闘判決が行なわれたとござります。この判決の中できわめて大きといふものは、デモは憲法に保障された表現自由であつて、形式的に公安条例や許可条件にしたということだけで処罰することは適当ない、こういうことで、この四十一年十月の運動に参加した皆さん方に対しては無罪の判断なされた。これは憲法で保障された表現の自由ものがいかに大きな意義を持つておるという意味で一つの大きな新しい判例だと申します。このことは後ほど申し上げたいと思います。

岡県の府内管理規則の問題と基本的に関連をなすので、ぜひひとつこの際この判決をしまする労働大臣の所感というものをお承りたい、かように思います。

○原国務大臣 お説のとおり、そういう表現の自由の中に入るるものである、こう思つ

单労務 差をな  
につき こと  
の要望 合えも  
の労働 じうの  
的的に 付に沿  
付に沿 つて、  
付の中 じて、  
付の中 こいま  
付の中 さうわ  
付の中 人事院  
共闘第 人事院  
の三月 事院第  
の三月 事院第  
に違反 事院第  
でな 事院第  
自由と 事院第  
をして 事院第  
が、そ 事院第  
怠怠ま 事院第  
次に対 事院第

と、形式的な公安条例だとか、あるいは許可条件いろいろよりも、むしろ表現の自由のほうが優先することはあるところがきわめて特徴的であって、このことはいろいろあとから述べまする問題と関連いたしますので、特にひとつお耳にとどめておいてもらいたいと思います。したがつて、このデモというものは表現の自由に基づく正しい行為であるということに、この判例ではなつておるわけです。したがつて、今後の労働運動にも私は非常に大きな影響を与えるものであろうというように考えておるわけでござります。

この判例に関連をして、私は福岡県の庁内管理規則の問題について質疑を行なつてまいりたい、こういうふうに考えます。この福岡県の庁内管理規則といふものは、もちろん県庁内の管理権といふものは知事にあるわけですから、その管理規則を、根本的に私どもは否定するものではないわけですけれども、ただ、いま東京地裁の大闘争裁判で判決が行なわれましたよんな、そういう憲法で保障された表現の自由と、いわゆるこの庁内管理規則といふものの関連といふものが当然出てくると思うのです。そこでわれわれは、知事の管理権といふものを否定するものではございませんけれども、おのずからいま申し上げましたような基本的な点から、知事の管理権にはある一つの範囲といふものが当然考え方でなければならぬ、また規制が行なわれても、その規制を行なう限界といふものが、当然出てこなければならぬ。したがつて、この管理規則を策定する場合においても、いま申し上げまするようすに、管理権の範囲あるいは限界を越えるということは、私はこれは許されぬ行為だというふうに考えなければならぬと思ひます。そこでこの際、大闘争裁判も頭に入れながら、この管理規則のあり方にについての御見解を、ひとつ大臣からお聞きをいたしておきたい、かように考えます。

○原國務大臣 デモが自由の表現という中にある

といふのはそれは一般論で、私もそのとおりだと思つております。(「一般論じやない、原理論だ」と呼ぶ者あり)原理論と申し上げてもよろしいの

ですが、それで福岡の県庁の内部に管理規則があるとか、私、その管理規則を見ておるわけでもございませんし、どんなことをやつておるのかはつきりわかりませんし、お説にもありましたよ

うに、その限界——具体的なものになりませんとどうなるか、その管理規則、こんと私もわかりませんから、もう少し研究してから答弁いたしたい。

○河野(正)委員 私がいま申し上げたのは、今度の大闘争で、この表現の自由といふものが非常に優先すべきだと思う。——論議が中断しましたけれども、いずれにしても、私がここで申し上げておるのは、たまたま福岡県でそういう事情があつたから福岡県ということで申し上げているのであって、いまここで論議いたしておりますのは、一般論として、管理規則といふものが知事の権限内にあるものであるけれども、それには範囲と、あるいはやり方についての限界といふものが、当然考慮されなければならぬ。何でもかんでも、どんな範囲内にでも管理権を行使してはならないことだと私どもは考えておるから、その点について管理規則のあり方にについては、一体どうだという意味でのお答えを願いたい、こういうことを言つておるわけですね。

○松永政府委員 県庁の管理規則につきましては、施設の管理権の主体である知事がこの規則を定めるということは、通常の状態だと思うのあります、が、県庁といふものの性格からいたしまして、あるべき管理の原則といふものは、御説のごとく、何でもかんでも規制をしていいといふものではなくして、あるべき姿といふものはあるとうふらに私ども考えます。

○河野(正)委員 いずれ自治省からも御出席になつたところで、その際触れてまいりたいと思うわけですが、いま労政局長からお答えになつたように、どういう範囲でも管理権があるからで

きるんだ、あるいはどういうきびしいことでも管理権があるからできるんだということは、管理権の乱用ではないかということにも通していくと思つたのですが、むしろ行政局長からお答えると、私、その管理規則を見ておるわけでもございませんし、どんなことをやつておるのかはつきりわかりませんし、お説にもありましたよ

うのと、あるいは限界といふものが当然考慮されなければならない。そういう考慮の中では、管理規則といふものが設定されなければならぬ。これは単に福岡県の府内管理規則にとどまらず、管理権すべてのものに通じていく問題だと思うのです。特に、時間の制約等もござりますから、若干具体的な問題に入りたいと思うわけですが、この福岡県の府内管理規則は、自衛警備員の配置、禁止行為、許可、質問、こういった十七条によつて成り立つておるわけです。

その具体的な例を一、二あげますと、禁止行為の中には、「面会」の問題がある、「寄付の強要」の問題がある。あるいは「乱暴な言動又は嫌悪の情を儲ける行為」、それからさらに「示威又は喧嘩にわたる行為」、こういった、禁止行為の中にはいろいろな事例といふものがあげられておるわけです。そのことが、一つには地方自治の住民尊重の精神に反するという、憲法九十二条違反の問題があると考えられるし、いま一つ、先ほど申し上げましたような憲法二十七条の、表現の自由から見て、行き過ぎじゃないかといふようなことが考えられるということございます。それからさらに、「許可を受けるべき行為」の中に、ピラ、ポスター、看板、それから旗、プラカードの配布行為、または着服ですから、ポスターを張つたりピラを張つたりするということだらうと思うのです。ところが、こういった点は、やはり先ほどの私は冒頭で、基本的な問題でございますから、東京地裁大闘争を申し述べたのでござりますけれども、こういう憲法で保障された表現の自由ではなくして、あるべき姿といふものはあるとうふらに私ども考えます。

○河野(正)委員 いずれ自治省からも御出席になつたところで、その際触れてまいりたいと思うのです。ところが、こういった点は、やはり先ほどの私は冒頭で、基本的な問題でございますから、東京地裁大闘争を申し述べたのでござりますけれども、こういう憲法で保障された表現の自由ではなくして、あるべき姿といふものはあるとうふらに私ども考えます。

○松永政府委員 県庁といふものは、県政を行なう場所でござりますので、その目的に照らしまして、県庁の府内の施設管理がいかにあるべきかといふことがきまつてくると考へるわけでござります。先ほど御指摘ございましたように、これに対しまして、県民が県庁に陳情したり、あるいは意見を述べたり、あるいは必要な手続等のために県庁を利用するといふような、県民一般がどのよう利用するかといふ問題が一つと、それからおつしやいましたような、たとえば福岡県の職員組合の組合活動と県庁の施設管理権の問題、二つの側面があるのではないかと考えます。

その最初のほうにつきましては、先生もおつしやいましたように、自治省のほうから見解を申上げるほうは適当ではなかろうかと思いますが、ますけれども、福岡県の管理規則といふものは、いささか管理権の行き過ぎではなかろうか、乱用ではなかろうか、こういう問題が提起されておるわけでございます。

そこで、この点はむしろ行政局長からお答え願つたほうが適切だと思つますけれども、いま申しあげます問題の中に、一つには、県庁には住民が出入りするという問題がござりますから、部外者の問題がございます。一つには、県庁内で県庁の職員組合といふものが、組合運動を行なう権利があるわけですから、そういう意味では組合員の表現の自由といふものが確保されなければならぬという問題が、いま一つあるわけです。

そこで後段の問題についてはむしろ労働省関係の問題ですから、こういう具体的な例をあげまし

たけれども、福岡県の管理規則といふものが一体どういう意味を持つておるのか。私どもは、いま申し上げましたように、一つには住民の権利と

たけれども、福岡県の管理規則といふものが、たとえ

ば、取り止めを行なうなり、あるいは規則に基づきまして、一定の組合用の掲示板を設置しまし

て、そこに組合が掲示をするというようなことが

通常の姿だと思います。したがいまして、表現の問題で申しましても、施設のどこでも好むところに組合が自由に何でもできるといふものではなくして、やはり一定の秩序に基づきまして、定められた規定のところに組合の掲示板を設置し、そしてそこに掲示をするということになるのではないか

かと思います。具体的に福岡県でそのような組合活動、組合の表現といふものがどのようないくつかと

は、何でもかんでも自由たできるといつゝよくな

どではなくして、やはり一定のルールがありまして、それによって定められた場所に、組合の意思表示をするというのが、普通の状態ではないかと考へます。

○河野(正)委員 問題は要するに、規則の内容が具体的には問題になると思うのですが、たとえば「面会」という問題がござります。これは組合の交渉権といふものが当然包含されるでございましょうし、それから「乱暴な言動又は嫌悪の情を儲ける行為」、これも非常に微妙でござりますね。一

体どういう程度のものが乱暴であるのか、どうい

う程度のものが嫌悪の情であるのか、非常に問題を残す項目だと思います。それから示威行為、こ

れが禁止行為になつておるわけですが、これは表

現の自由とことことで大闘争裁判では明らかに認めておる。大蔵省にすわり込んでも、それは表現の自由だということで無罪になつておるのですね。そうすると福岡県の場合は、「府内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。」「示威又は喧嘩にわたる行為」、デモはいかぬといふことです。これは明らかに大闘争裁判の精神に反しておるし、それから「府内の美觀を損する行為」、これはおそらくビラ張り等をいつておると思うのですが、これもどの程度が美觀を損するのか。こういうふうにいろいろ——大闘争裁判は私どもが見ていろいろ感ずるところがあるわけですから、これも、この福岡県の府内管理規則といふものは、極端にいと、この外來者、県庁に出入りいたします住民の問題もあると思うのです。たとえばいろいろ陳情に行く、あるいは抗議に行くといふような問題もありましょう。ところが、面会の禁止とういうようなことで、非常に住民のこの表現といふものが抑圧されるという危険性がある。ですから、単に組合運動を抑圧ということだけではなくて、住民のこの表現の自由といふものも合わせて抑圧されておるというのが、私は福岡県の県庁管理制度の特色だと思います。

対して周徹底させなければならぬ。ところが、一週間しなければできないわけですね。これはもう要するに、ピラを流したり、あるいはプラカードを立てたり、ポスターを張ったり、こういうことはその一週間前ならば許可いたしますといつても、一週間ではとても間に合わぬケースがたくさんありますね。これは先ほど労政局長御指摘のとおりです。団体交渉をした、交渉結果はこうであつたということを知徹底させなければならぬ。それで組合の意思というものを聞かなければならぬ。ところが、それが一週間もしなければならぬということになると、とてもとも、組合運動といふものは円滑に進めていくわけにはいかぬということは、当然こういうことになるだらうと思うのです。そこで、住民の中からは、たとえばいろいろ営業権の許可問題で面会したい、あるいは陳情したい、あるいは抗議をしたいといつても、一週間前にやらなければならぬ。それではとてもとても住民としても、われわれの意思といふものを県に反映させることはできぬのじゃないかという議論もござります。こういうような問題が具体的にたくさんのあって、それが結果的にはトラブルの原因になつておるようでございます。ですからこの点はむしろ行政局長にお尋ねしたほうが適切だと思いますけれども、いまのような規則では、後段の組合運動の抑圧という問題を通じて見てゐるわけですから、そういう意味で私どもは重要視しなければならぬ。こういう意味で、こういふ府内管理規則といふものが、適当であるといふふうにお考えであるかどうか、この際、この点についてお尋ねをしておきたいと思う。

いろいろの方のいろいろな要望、利用というものが、調和できるような秩序立った眞の施設の管理ということになるかと思います。たいへん抽象的でございますが、要は文言だけでなくして、運用が、そのよくなつた調和のとれた形で運用されるかどうかということにかかるべく考へられます。  
○河野(正)委員 その運用にかかるべくすることは、私どもも承知をしているわけですけれども、たとえばいま申し上げたような許可事項の中に、ピラの配布等がござりますね、掲示板は別としても、ですからこのピラの配布は、別に掲示板と違いませんからね。これは固定してやるわけにはまいりませんよね。いま労政局長から、一般論としての抽象的なお答えがあつたわけですねけれども、具体的に見てこれが適當であろうかというような点が非常に多い、この点を私どもは指摘をしておるわけです。ですから、具体的にはケース・バイ・ケースという問題がございましょう。ただ基本的には、この大闘裁判ではございませんけれども、表現の自由といふものが、それがまた憲法九十二条の地方自治に対しまる基本原則といふものが——大闘裁判の特色といふものはこの表現の自由、憲法二十二条といふものがいろいろな規則にも優先するんだ、こういうことをいつておると思うのです。  
そこで私は、大闘裁判だけをあげましたけれども、一、二判例がござりますから、この際簡単に申し上げておきたいと思います。

組合活動を不當に抑圧したり、制限したりする意味で施設管理権を乱用することは許されない、こういうふうに書いてあるんですね。

ですから、いま申し上げますように、この組合運動といふものは、この大闘裁判ではございませんが、やはり憲法の精神にのつとった組合活動であれば当然許されなければならぬ。憲法に許された行為を規則によって処罰をしたり、処分をしたり、——これはもうすでに、ことしこの県庁職員組合の中で四名が店内デモをしたということで処分を受けている。いずれこれは裁判で争われると思いますが、それこれは裁判で争われると思いませんけれども、おそらくま申し上げましたような判例によりますと、——デモをやつたしかも、この四名のうち二名はデモに参加していないかたのに、誤認をして処罰をされた、戒告処分を受けたというようなきわめて特異な例でございますけれども、そういう事例がございます。こういうことになりますと、単に一方的な知事の解釈によって規則といふものが成り立つものじゃないといふことが、先ほどの憲法の精神からも、さらにはいま二つの判例を申し上げましたが、二つの判例からも言うことができると思うのです。そういう意味でどうも今度の福岡県がとつてまいりました府内管理規則といふものは、管理権の乱用であると私どもは断定せざるを得ぬと思うのです。

特に私ども見聞いたしますと、この県当局の姿勢として、どうも住民敵視の姿勢といふものが非常に露骨にあらわれている。これは自治省においておられますけれども、集会等を企画しますと退去命令が出る。そうすると、何時何分退去命令——何時何分といふところがあけてある。そこで紙を張ることになつてゐるのですね。そして染め抜きのたれ幕が用意されておつて、人間が集まるたゞとそれが出て拘束されるわけですね。

こういう染め抜きの退去命令なんといふ、いつでも来いといふばかりに、何時何分といふところだけあつてある、そこだけ紙を張るようになつて、いろいろ解釈がございましょう。ですけれども、いま根本的に流れるこの福岡県の姿勢に私は問題があると思うのです。それはおそらく県に限らず、府内管理規則といふものがあるわけですから、しっかりと、いろいろ問題があれば警告を発するとたがつて、いろいろ問題があれば警告を発すると、いうことはあると思うのです。ところが福岡県の場合、たれ幕が四方八方から下げられる。そういう用意がなされているわけですね。私はそういう姿勢に問題があると思うのです。ですから、労政局長からいろいろ苦しい答弁があつて、いるようですけれども、どうもそういう姿勢を背景としてこういう管理規則が出てきたというところに非常に大きな問題があると思うのです。

ですから、むしろ福岡の住民や、あるいは組合員といふものがいろいろ心配をしておる。たとえば面会の問題についても規制が行なわれる、十名以上いかぬ、あるいは五十名以上集まつちやいかぬ。それなら、九名なら、十名なら職務に支障がない、十一名なら職務に支障がある、こういうのもおかしな現象であつて、五十名の集團ならよしにしても、この背景を流れます住民敵視の姿勢といふものの中から、今度の県庁の管理規則が生まれておる。そこらに、私どもの指摘しながらならぬ理由があると思うのです。そういう意味でございましたのでけれども、この住民を最初から敵視するといふ姿勢といふものが非常に露骨に出でてきておる。それは、私はここにも写真を持つておりますけれども、集会等を企画しますと退去命令が出る。そうすると、何時何分退去命令——何時何分といふところがあけてある。そこで紙を張ることになつておつて、人間が集まつたわけですが、たとえばピラミッドに、いろいろな具体的な事例をございますので、そこまで、府内で廊下の中をデモといふ事例が出来たわけです。要するに労働行政として、正しい判断に立つてお答えを願うことが望ましいわけですから、そういう意味でひとつお答えを願いたいと思うのです。

○松永(正)委員 県政の態度といふことで御意見がございまして、私から申し上げるのはあるいは、常識上あり得ないといふに私ども考えるのですがございますが、ただ、府舎管理と、それから他のいろいろな住民の権利、あるいは自由の調和ということを、どの点で調和させるかというところが一番問題だと思うのでございまして、具体的にいまおっしゃいましたよろなことを、施設の知事さんも県民の総意で選挙をされた方でございましたのでございませんが、ただ、府舎管理と、それから府内管理規則といふものがあるわけですから、私は、常識上あり得ないといふに私ども考えるのですがございませんが、ただ、府舎管理と、それから他のいろいろな住民の権利、あるいは自由の調和ということを、どの点で調和させるかというところが一番問題だと思うのでございまして、具体的にいまおっしゃいましたよろなことを、施設の知事さんも県民の総意で選挙をされた方でございませんが、ただ、府舎管理と、それから他のいろいろな住民の権利、あるいは自由の調和ということを、どの点で調和させるかというところが一番問題だと思うのでございまして、また別の機会にでも意見を申し上げさせていただくということにお願いをいたしたいと存じます。

○河野(正)委員 自治省おいでございませんも、その他のいろいろな住民の権利、あるいは自由の調和ということを、どの点で調和させるかというところが一番問題だと思うのでございまして、また別の機会にでも意見を申し上げさせていただくということにお願いをいたしたいと存じます。

ですから、むしろ福岡の住民や、あるいは組合員といふものがいろいろ心配をしておる。たとえば面会の問題についても規制が行なわれる、十名以上いかぬ、あるいは五十名以上集まつちやいかぬ。それなら、九名なら、十名なら職務に支障がない、十一名なら職務に支障がある、こういうのもおかしな現象であつて、五十名の集團ならよしにしても、この背景を流れます住民敵視の姿勢といふものの中から、今度の県庁の管理規則が生まれておる。そこらに、私どもの指摘しながらならぬ理由があると思うのです。そういう意味でございましたのでけれども、この住民を最初から敵視するといふ姿勢といふものが非常に露骨に出でてきておる。それは、私はここにも写真を持つておりますけれども、集会等を企画しますと退去命令が出る。そうすると、何時何分退去命令——何時何分といふところがあけてある。そこで紙を張ることになつておつて、人間が集まつたわけですが、たとえばピラミッドに、いろいろな具体的な事例をございますので、そこまで、府内で廊下の中をデモといふ事例が出来たわけです。要するに労働行政として、正しい判断に立つてお答えを願うことが望ましいわけですから、そういう意味でひとつお答えを願いたいと思うのです。

○松永(正)委員 警察の府舎管理が、何か特別の規則になつておるといふとございますが、この面になりますと、ますますどうも的確なお答えを申し上げかねますので、ただいまおっしゃいましたけれども、要するに五十名以上は運動場を使つてはいかぬといふわけですから、ですからそこの点についても、よくその点検討してもららうよろにいたしたいと思いますが、私から、適当であるかどうか

というようになりますと、ますますどうも御答弁申し上げかねますので、御了承願いたいと思ひます。

○河野(正)委員 これは県警が別個に規制すると意味はわかるのですが、しかし、福岡県の場合、同じ場所に、しかも建物も同じでしょ。ですから、何も県庁の管理規則に加えて、きびしい禁止条項その他を加える必要はないのではないかということを言つてゐるわけですから、これは福岡県に限らず、一般のこととしてお答えができると思うのです。それが別の地域にあって、別の建物によつてやる場合は、またそれ相応の理由が出てくるかもしませんけれども、同じ地域内です。しかも、同じ建物の中にあるのですよ。それを、なぜ警察で戸舎管理にきびしい条項を加えなければならぬか、こういうことを言つてゐるわけです。ですからこれは、福岡県に限らず一般のこととしてお答えできると思うのです。ですから一般的のこととしてお答え願つてあけつこうだと思ひます。

○松永政府委員 この程度別の規則になつてゐるかも実は承知しておませんんで、申し上げかねるのであります。たとえば警察の戸舎につきまして、全国的にそれぞれたくさんあるわけござります。

○河野(正)委員 東北大学の清宮名誉教授は、管理制度といふものが、労働運動を抑圧すべきか、その辺につきまして、調べてみないと、どうも全く自信がございませんので、その点も含めまして関係方面に連絡をいたしまして、先生の御質問の趣旨も伝えまして、検討をしてもらうということでおかんべんを願いたいと思ひます。

○河野(正)委員 東北大学の清宮名誉教授は、管理制度といふものは否定するものではない。しかし、福岡県の戸内管理制度は、これも当然行き過ぎで、住民のためにある県庁が、結果的には住民を縛る結果になつてゐる。このことは、地方自治の住民尊重の精神に反するし、憲法第九十二条の地方自治の基本原則にも反するし、また憲法二十一条の集会、表現の自由にも反するといふ

ことを指摘をせられてゐるのをござります。それから先ほどのいろいろ指摘をいたしましたように、具体的な事例におきまして、私どもが常識で考へることができないような事態がたくさんあるわけです。単にデモをやつたと、いうことで四名戒告処分をしている。ところが、東京地裁の大闘裁判では、デモやってよろしい、正当な行為である、こ

ういう判例も出でているわけです。これはいずれ裁判で争うことになると思うのですが、しかもその四名のうちの二名は、デモに参加していなかつた、認証をして処罰しているというような特異なケースでございます。

そこで、自治省おいでございませんので、話がちぢはぐになりましたが、いずれにしても、まずは主として労働問題を中心としてこのこの戸舎管理制度の問題といふことで終わりました。いずれにしてもこの問題については、あらためてこの委員会で追及をしてまいりたいと思ひますので、実態を——何も知事が労働者出身だということで遠慮することは不要らぬですよ。おそらく大臣は官僚出身ではございませんから、そういう遠慮をされぬと思うので、これはぜひひとつ徹底的にその実態を明確されて、その上に立つてあらためてこの委員会で論議していくたいと思います。

○森田委員 本法案の審議に入る前に、労働大臣に伺つておきたいことがあります。

中央職業訓練審議会は、職訓法の第三十条によつて設けられてゐるのですが、これは、大臣の諮問に応じてそれぞれ定められた重要事項を調査審議して関係行政機関に建議する、そういう役目を持つておるのであります。この建議した項目の取り扱いについてのお尋ねであります。建設の基本的な精神、その答申の具体的な内容は、これはいささかも曲げることのないよう尊重して措置しなければならないと考えております。

○枝村委員 方針としてはそのとおりでござります。

○枝村委員 方針についてはそのとおりといふのは、あたりまえのことでしょう。企業の中でやるのは、あたりまえのことでしょう。その県庁の中にいてすら、五十人以上は集まることができないということでしょう。十名以上では、知事に交渉を申し入れることはできない。しかも、一週間前に面会を申し込まねばならない。いつ知事との交渉が必要になるかわからぬですね。ですからそ

ういう意味で、やはりこの管理規則といふものは、住民に対する規制であると同時に、組合運動に対しても、非常に大きな規制だと思うのです。最後に、この点についての前向きの御答弁を乞う

から、私の質問を終わりたいと思いますので、

これから、私の質問を終りたいと思いますので、

○原國務大臣 そのとおりと心得ております。

○枝村委員 その要綱案は、四十四年二月五日付

の労働省発訓第七号をもつて諮問したものである

○石黒政府委員 中央職業訓練審議会に対しま

ては、御指摘のことく、労働省発訓第七号、四十

四年二月五日付で諮問をいたしました。

○枝村委員 では、審議会でこの要綱案が中心に

なつて審議されたと思うのであります。審議の

内容を詳しく説明りませんか、どれくらいのた

とえば修正がなされたものか、あるいは出された

要綱案原案がそのまま決定されて答申となつてあ

らわれたのかといふ点について、簡単でよろしく

ぜひとも誠意ある答弁を願いたいと思ひます。

○原國務大臣 る御説拜聴いたしましたが、そ

の福音を確かめて、検討して、あらためて善処いたしたいと思つております。

○原國務大臣 ふうに見ておるのであります。間違ひございませんか。

○原國務大臣 他のことはさておいて、労働省に關する限りは、その審議会の答申を尊重して、それを法律案に盛り込んでおる、こういうふうに考えております。

○枝村委員 私もそういうふうに信じております

し、大臣もそういうふうに答弁されましたので、お考へを確認しておきたいと思います。そのこと

は、私が申すまでもなく、審議会方式をとつてお

るといふことは、広く一般の有識者からそういう

意見を聞きながら民主政治の根本を確立していく

ということにあるのであります。そのため、審

議会はきわめて高い権威を持つておるし、その権

威をさらに高めるように、行政機関、政府はやは

り措置しなければならぬということになつてお

ると思うのであります。大臣のいまの御答弁は、そういうことをそらだといふにはつきり

と決意として表明されたといふように考へております。

ところが、今回の職訓法の改正にあたりまして

は、四十四年三月十五日、中央職業訓練審議会の会

長内田俊一氏で労働大臣に対して答申された職訓

法案要綱案を基礎に立法されたものであると私は

考へておりますが、それに間違ひございませんか。

○原國務大臣 そのとおりと心得ております。

○枝村委員 その要綱案は、四十四年二月五日付

の労働省発訓第七号をもつて諮問したものである

といふことに間違ひございませんか。

○石黒政府委員 中央職業訓練審議会に対しま

ては、御指摘のことく、労働省発訓第七号、四十

四年二月五日付で諮問をいたしました。

○枝村委員 では、審議会でこの要綱案が中心に

なつて審議されたと思うのであります。審議の

内容を詳しく説明りませんか、どれくらいのた

とえば修正がなされたものか、あるいは出された

要綱案原案がそのまま決定されて答申となつてあ

らわれたのかといふ点について、簡単でよろしく

うござりますから説明をお願いいたしたいと思ひます。

**○石黒政府委員** 当初審議会に対しましては口頭で諸問をいたしまして、その際要綱案の案をお示しいたしました。委員各位の御意見を承りまして、最初口頭でお示しいたしました。要綱は、審

議の過程を参照いたしまして、若干修正をいたしました。そして、二月五日付の文書をもちまして、その修正されたものを正式の諮問案として審

○枝村委員 それでは、ただ一部ちょっと修正されたという程度でございまして、大体、政府が諮詢用に二三の意見を述べておられた、そういうふう

れずに三月十五日付で答申されておるといふことになるわけであります。答申の中にもありますように、大体これは妥当なものと認められ、若干の付記事項をつけてなされております。これは御案内のとおりでありますが、ここでちょっとお聞きするのですが、出された要綱案、承認された要綱案のはかに、何か労働省が別の要綱案なるものを作りませんでしようね。それ一本しかないわけなんでしょう。

案といふものは、正式には一本でござります。その審議会に諮問いたしまして答申をいただいた要

議案をもとに法案をつくりまして、国会に法案並びにその要綱というものを出しました。これは審議会の答申しましたものと多少の違いはございま  
す。

○枝村委員 ここに提出されました要綱案というものがあります。これは答申用なんですか。

○石黒政府委員 はい。

○枝村委員 間違いないとすれば、またここにふしきなことが発見されるわけであります。その点についていまからお尋ねするわけでありますが、国会にいわゆる提出されました法案とくつづけでの要綱案を含めた関係資料、これのものと答申された要綱案とは、比較してみますと、大幅な相違

があることが発見されるわけであります。全体として、いわゆる削除、修正された個所が、私の数えただけでも三十数カ所ある。それは字句修正その他であり得ることがあるのでありますけれども、その中で特に重要な点が、非常に大きくなりん曲げ、削られておると、いふことがあります。これは私はきわめて重要な問題だと思うのです。たくさんあります、その中の四つばかりを申し上げてみましよう。

「国、都道府県、事業主その他の関係者の責務」のところで、(一)と四が全部削られています。それ

科書等」のところの〔〕は全部削除されている。三番目に第四の「公共職業訓練施設等」で、「公共職業訓練施設の長」のところでは、大事な基準

を設定しようとすることの条文が削つてある。第四に第十一の「その他」の「安全衛生等」のこところでは、これは全部削られておる。そのほか、先ほど申し上げましたように、部分修正がたくさんある。これは要するに、労働省がかつてに答申の要綱案を変更させたか、ないしは変更させているのではないかという、十分な疑いが持たれるわけである。

お尋ねの点は、この件の終始を聞きたいのですが、どのようにお答えであるか、お聞きしたいと思ふ。

審議会から答申をいただきまして、その答申の要綱案をもとにいたしまして、急遽法案を作成し上げます。

たしまして、これを関係各省と協議いたしました。そうして法制局の審議を受ける、これが普通の順序でございます。この法制局の審議その他関係各省との折衝におきまして、私どもの気がつかなかつたことに多少の手直しがあることは通例でございます。特に今度の法案につきましては、特に訓示規定等がどうも冗長に流れると、いろいろな御指摘が方々からございまして、若干の整理をいたしましたわけでございます。御指摘の点につきましては、

も、おおむね御指摘のような修正がなされておりましたが、全体といたしまして、私は労働省といったましましては、答申の基本的な性格といふものには支障のない程度の手直しであるというふうに考えておる次第でございます。

方面と折衝した結果、これが最善なものとして出されたものであるのであります。しかも、それ

を、その後のいろいろの折衝とか気づかなかつたということでお逃げにならうとするのは、やつぱり基本的な労働省の態度として欠陥があるか、

ないしは労働省の態度そのものに基本的な誤りがあるか、どちらかだと思います。その点を私はいまから追及していきますし、また法案の審議に入りましたら、いろいろな逐条審議の中ではつきりさせていただきたいと思いますが、そういう基本的な労働者のとつた態度に誤りがあると私は思うのです。

そこで私は、ほかの皆がんばる力がある人があるかもしれませんから、どういう点を削除したかというのを、いまから説明していきたいと思うのです。

先ほど言いました第一の部面であります  
「国、都道府県、事業主その他の関係者の責務」  
のところで、一番にあげておる「国、都道府県及

行なうために必要な施設の整備充実に努めなければならぬものとすること」。これを全面削除といふことは「一体どういうことがといふことなんですか。それから、その項ですからあわせて言います。が、四では、「国、都道府県、事業主その他の関係者は、労働者が職業に必要な技能及び知識を習得しようとする機会と意欲を高めるように努めなければならないものとすること」。この最も重要な

な二つを削って、あとの(一)、(三)をいわゆる変更して国会に提出をしておるということなんですが。これは一体どこがいけないのか。具体的に説明はあまり要りませんけれども、これはだれが見ても、いわゆる職訓法を发展、前進させ、ほんとうに労働者のためにするためには、これで不十分であつてもこの努力を惜しんでいいてはならない。ただ單なる訓示規定ではないのです。これを労働省がほんとうに真剣になつて取り組んでこ

基礎にもなる、ストップにもなるといふ問題なん

れがあつてこそ初めて職訓制度が本物になつてい  
く。いまそぞういうものがないから、結局、職訓制  
度があつても、これじや何こもならぬ、魅力がな  
い。

いから入り手がおらぬ、こういうことになつておるのでしよう。そのため職訓法そのものを大幅に改正しようとして、あなた方は今回こういう法改正を出されたのじやないですか。にもかかわらず一番大事なところを削るといふのは、一体どういうことなんですかということです。

それから、その次の二番目の教科書の問題。こ

「それで第一に『一ヶ月間で日本語の読み書きを職業訓練に必要な教科書その他の教材を整備するための措置を講じなければならないものとすること。』」

べつたり削ると、いふこと。これはなぜ削らなければならぬか。これはあたりまえなことじやないか。いまの教科書なんといふのはお粗末しこくで

ありますから、何の役にも立たない。だから各訓練所でも副読本というものを持ち込んできてやる。お粗末な訓練所長がおるところは、教育勅語なんか持ってきて読ませるという山形県の例なんかもあります。でたらめなことをやつておる。これは軍国主義、ファシズムの謡歌なんですね。こういうことをさせないようにするためにも、しつかりした教科書その他の教材と、いうものを整備しようということであなた方が提案してきたや

つを、それはよからうと、うう」とで、審議会がなされこそ満場一致で決めたものを全部削除してひん曲げてしまう。これなんか全く私は労働省の態度は許せないと思う。

それからその次に、「公共職業訓練施設の長」の問題なんですかけれども、これも「公共職業訓練施設の長は、職業訓練に関する知識と有する者であつて労働省令で定める基準に該当するものでなければならぬものとすること」と中の「労働省令」というやつを削っておるのですね。これは施設の長というものは、全部とは申しません、二、三はりっぽな人がおるかもしませんが、大体高級官僚にようならぬ連中が、そこに天下り的に配置されて、そして技能も何も知らぬ連中が、精神訓話だ何だといって、そこで職員やいわゆる指導員に官僚的な押しつけをする。こういうところが方々にあらわれてきておる。実際に職業訓練の成果といふものは、一つもあがっていないといふことは一体何事か。

それからもう一つ、最後にあつたやつは、これは安全衛生の問題です。これも「国等及び職業訓練を行なう事業主等は、職業訓練を受ける者の危害の防止、健康の保持等に關し必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする」と、「これもまた重要なやつですが、これも全部削つておる。

一体労働省は何を考えておるかということになると、結局は要するに、私が見ると、金のかからない、安上がりの職業訓練を行なって、安上がりの労働者をつくり出そうとする大企業の要請にこたえるために、審議会で法定したものをおじ曲げて国会に提出するのではないかとうようくに疑われます。特にあなたは、大筋において間違いないと、確かにそういう意味の考え方がもし労働省にあるとするならば、それは大筋において

間違いないのです。大企業の要請に応じて職訓制度を確立していくこととする労働省の大筋には、それは間違いないでしょ、これを削つても。しかしそうではない、そうあつてはいかぬということを審議会が慎重にしたのですから、これは私ははつきり言へならば、大間違いであるといふふうに考へるのです。その点についての労働大臣の答弁をお願いいたします。

れるべてにかけたよくなしろのをこの国会に提出して、皆さんに審議してくださいといふ、それ自体は国会を冒瀆しておるといふように考へます。したがいまして、重大な疑いを持たれるので、この審議には、それが解明されぬ限りは、私は入られないような気がするのです。ですから私は委員長に要望します。中央職業訓練審議会にこれはひとつ差し戻してもらいまして、再審議してあるため国会に提出するようにしてもらいたいと用意しています。そして、このような手続をとるために、ひとつ理事会を開いて審議して、一つの決定を出してもらいたいと思います。それを要求します。

○森田委員長 答弁がありますか。

○石黒政府委員 先ほども申し上げましたよくなりましまして、ただ若干の点につきまして技術的な訂正があつたといたふうに理解しております。そして

上、設備充実というものを込めたつもりでいるかも  
います。

それから第二点の教科書の問題と第四点の安全衛生の問題につきましては、教科書、教材の整備ということは、毎年予算の充実をはかつてやってきております。それから、安全衛生に対してもだけ配慮するという点につきましても、たびたび訓練所当局の注意を喚起し、また災害等に関する補償の基準も制定しております。要するに、すでに行なつておることであり、そしてあまりにも当然過ぎることである。それを今までやつていなかつたかのことをよく書くことは必ずしも適当でないという意見に従いまして、これは当然過ぎるほど当然であるので、一応法律の規定からは落とそろということにいたしまして、当然の努力は今後ともまた当然なすべきものと考えます。

それから、第三点の施設の長につきまして「労働省令で定める基準」というのを削りましたのは、施設の長で問題になりますのは、都道府県で設立しております一般職業訓練所の所長の人事の問題でございます。所長の人事につきまして労働省令でありますきつづけるということは、都道府県知事の自治の見地からいかがなものであろうかと存しまして、法律といたしましては、抽象的に「高い識見を有する者でなければならぬ」という

第一点の、国係者の責務に関する規定につきましては、審議会の答申のことございました要綱におきましては四項目に分かれておりまして、それを二項目に整理いたしましたわけでございます。意欲を向上するとか、あるいは設備の充実につとめては、少し訓示規定、精神規定が煩瑣に過ぎるという意見がございまして、その整理を試みたわけですがございます。したがいまして、御指摘の第一点につきましては、四項目に分かれておりますのを二項目に集約いたしましたが、答申されました要綱に、「必要な援助を行なう等職業訓練の振興を國により努めなければならない」という文句をつけて加えまして、その中に、意欲の向上、機会の向

○枝村委員 私は理事のほうの要請に従いまして、この問題について当局の言い分を聞いたらどうかということです。そのようにしてもよろしいといふように感じたのであります。ですから、これは論議をしなくとも、この削除したという事実は当局も認めておるのでですからね。ただ、削つたところが、いま局長から言わせれば、当然過ぎる」と

であるからむしろ書かぬでもよろしい。いつもやつてることであるから、こういふうないろいろな理由をつけております。あるいは、この条文をこう書くことは非常に煩瑣であつて、そういう手間を省くためにも、とういう理由を述べておる。それはそれなりに、あなたの方の理由はそうであつてもいいと思うのですけれども、審議会の権威、それから審議会で審議した多くの委員は、これこそ先ほど私が言つたように、職訓制度の前進になるんだという気持ちでこれを承認しておるのだと思うのです。それから、この事態を個々の委員の諸君どなたが見ても当然であるから、これがやられていないから条項として起こしたということにはとんどが理解されると思うのです。それほど今日の職訓制度といふものはお粗末だ。ですから、それを当然なことだからといって削ることに私は問題がありますから、これは本議題に入つて徹底的に論議をしていかなければならぬ問題だ。

それよりもう少し私の言いたいのは、この諸問に出した要綱案そのものは、労働省当局がつくつたのじやないかといふのですね。その時点では気がつかなかつたなんといふことを言われる筋合いのものじやないといふのです。そのときは気がつかなかつたが答申を受けて気がついた、それは各省折衝してみてからで、いろいろ理由があるでしょけれども、そういう腰が、そもそも労働省の態度といふのはけしからぬ。そのこと自体、審議会の答申そのものを全く無視する、審議会そのものを軽視する、その風潮がやはりあるのじやないかといふように疑われてもしかたがないでしょう。ですから私は、いじつたところは三十数カ所五字でどうこうといふような気持ちを持つておりが五つあります。これを審議会の会長にはちょっと相談したがと言いますが、会長だけの審議じゃないのですからね。これだけの大幅の修正をする以上は、これはもう一へん審議会に差し戻します。まことに私は重大だと考えておりますので、先ほど局長が御説明になりましたことはごま

れをはずしたのだということなんです。こんな重いことを会長だけに相談してはずしましたといふことでは通らぬと、そのことを私は指摘しておるわけなんです。

○後藤委員 関連して、いま枝村委員のほうから話がございましたが、その前に局長はなぶつたところについて説明がありました。私も聞いておりました。たとえば一番最初の第一から第四までの分を、いわば要らぬところを書いて二つに集約しました。たのだ、こういふような説明だったと思うのです。が、ところがこの内容を読んでみると、職訓法で現在一番問題になつておる点でございます。それは何かといふと、施設の整備充実、これが現在におきましても十分行なわれておらぬ。さらには要員問題についても非常に不足しておる。さらには予算の問題についても十分でないのだ。これは今日現在における職訓法におきましても一番大きくな問題になつておるわけなんです。それを集約しまって、省略したといふのか、省いてしまつて、審議会のはうへ出した分につきましては、「必要な施設の整備充実に努めなければならない」と、さらに「ものとする」とはつきり明記してあるわけなんです。ところが、下のほうで読みますと、そうではなくして、審議会のはうへ出した分につきましては、「必要な施設の整備充実に努めなければならない」と、さらに「ものとする」とはつきり明記してあるわけなんです。なくつておるわけなんです。で、私は言わんとするのは、今日の職訓法において、整備充実なり予算なり、あるいは人員の問題が、大きな問題になつておるわけなんです。その一番大きな問題で非常に大切なところを、はつきりと整備充実をやらなければいけないのだと書いてあるところを抹殺してしまつて、そうではないに、ただ必要な援助を行なう等つとめなければならぬといふように抽象的にぼかしてある。これは私は重大だと言つておるわけなんです。なぜ一体これを抹殺したか。抹殺したところで、私たちにはやります、やつておりますと言ふなら、書いておけばいいじゃないですか。やつておるなら書いておけばいい。一番大事なことだから、枝葉末節なことなら私はそら言うつもりはないのですが、今日あなたもおつしやつておるとおり、職訓法で一番大事なところは、施設の整備なりそいうところなんです。それもやつておりますと言われるなら、やつておるなら、ここにちゃんと書いて提案しておけばいいじゃないですか。それをなげ消さんならぬかといふことです。私はこの問題だけじゃありませんよ。このほかにも問題がありますけれども、この問題だけを取り上げて言いますとそういうことになるから、これは事は重大です」と私は言つておるわけなんです。あなたは

かもしだせんが、国会に提出して、国会でわれわれが慎重に審議しましよう。こういふきわめて道理を尽くしたお話をしておるのであら、そのためには、私は新米で手続はよくわからませんけれども、理事会あたりで相談して私の要求に対する何らかの結論を出してもらいたい、このことを要求しておるのです。

○石黒委員 御指摘の点につきましては、おっしゃいますとおりに、施設の整備といふことは非常に重要なことでございます。そのほかに要員の充実とか、職業訓練をさらに充実したものにしておるため、なすべきことは非常にたくさんあるかと存するわけでございます。そのうちの若干のものを、答申のありました要綱におきましては指摘したわけでございますが、さらに包括的に職業訓練全般をもつと強く振興すべきであるといふ字句を入れまして、すべてを漏れなく包括したといつもりで集約した文章でございます。

○後藤委員 それは申し上げますが、いま局長が全体の面に織り込んであるのだととは言われますけれども、この文章を指摘いたしますと、先ほども言いましたように、「職業訓練を行なうために必要な施設の整備充実に努めなければならない」と、さらに「ものとする」とはつきり明記してあるわけなんです。なくつておるわけなんです。で、私は言わんとするのは、今日の職訓法において、整備充実なり予算なり、あるいは人員の問題が、大きな問題になつておるわけなんです。その一番大きな問題で非常に大切なところを、はつきりと整備充実をやらなければいけないのだと書いてあるところを抹殺してしまつて、そうではないに、ただ必要な援助を行なう等つとめなければならぬといふように抽象的にぼかしてある。これは私は重大だと言つておるわけなんです。なぜ一体これを抹殺したか。抹殺したところで、私たちにはやります、やつておりますと言ふなら、書いておけばいいじゃないですか。やつておるなら書いておけばいい。一番大事なことなんですから。枝葉末節なことなら私はそら言うつもりはないのですが、今日あなたもおつしやつておるとおり、職訓法で一番大事なところは、施設の整備なりそいうところなんです。それもやつておりますと言われるなら、やつておるなら、ここにちゃんと書いて提案しておけばいいじゃないですか。それをなげ消さんならぬかといふことです。私はこの問題だけじゃありませんよ。このほかにも問題がありますけれども、この問題だけを取り上げて言いますとそういうことになるから、これは事は重大です」と私は言つておるわけなんです。あなたは

非常に簡単と考えておられるようですがれども、かもしれませんが、国会に提出して、国会でわれわれが慎重に審議しましよう。こういふきわめて道理を尽くしたお話をしておるのであら、そのためには、私は新米で手續はよくわからませんけれども、理事会あたりで相談して私の要求に対する何らかの結論を出してもらいたい、このことを要求しておるのです。

○石黒委員 御指摘の点につきましては、おっしゃいますとおりに、施設の整備といふことは非常に重要なことでございます。そのほかに要員の充実とか、職業訓練をさらに充実したものにしておるため、なすべきことは非常にたくさんあるかと存するわけでございます。そのうちの若干のものを、答申のありました要綱におきましては指摘したわけでございますが、さらに包括的に職業訓練全般をもつと強く振興すべきであるといふ字句を入れまして、すべてを漏れなく包括したといつもりで集約した文章でございます。

○後藤委員 それはわからぬことはないのでありますけれども、局長、ただ先ほどいろいろ問題がありますように、特に私なぞこういふことを言ふかといふと、施設の整備なり人間なり、そういう関係は今日の訓練法では一番大事なことだ。一番大事なことだからこれは書いてあるのだと思うのです。なぜ一体これを抹殺したか。抹殺したところで、私たちにはやります、やつておりますと言ふなら、書いておけばいいじゃないですか。やつておるなら書いておけばいい。一番大事なことなんですから。枝葉末節なことなら私はそら言うつもりはないのですが、今日あなたもおつしやつておるとおり、職訓法で一番大事なところは、施設の整備なりそいうところなんです。それもやつておりますと言われるなら、やつておるなら、ここにちゃんと書いて提案しておけばいいじゃないですか。それをなげ消さんならぬかといふことです。私はこの問題だけじゃありませんよ。このほかにも問題がありますけれども、この問題だけを取り上げて言いますとそういうことになるから、これは事は重大です」と私は言つておるわけなんです。あなたは

○石黒政府委員 施設の整備充実が非常に大切でありますことは、まことに御指摘のとおりでござります。しかしながら、今日の職業訓練を行なつていきます上におきまして、施設の整備充実のみが唯一に大事なことではございません。もちろん指導員の充実あるいは資質の向上の問題もござりますし、あるいは中卒が減り高卒があふえてくるといふ状態に対応する職業訓練の基準の体制とか、そのほか大事なことは非常にたくさんあるわけでございます。そのうち施設の整備充実ということをここに例示したわけでございますが、むしろ、大切なことがたくさんあるならば、それを全部含めて、国、都道府県その他の関係者は職業訓練の振興をはかるという、すべてを包括した表現のほうがより適切ではないかというふうに考えた次第でございますので、御了承いただきたいと存じます。

事業主といふのは、雇用をしてゐる労働者に対する必要な職業訓練を行なうようつとめることも当然のことなんですよ。そうすると、これは要らぬことになるのぢやないか、あなたの論旨をそのまま発展させれば。

○石黒政府委員 訓示規定につきましては、全部が全部削るというふうに申し上げたわけでは、「まことに」いませんで、比較的その緊急度、重要度の低いもののはなるべく整理したほうがよからうというのが全体の方針でござります。ただ、個々の関係者の責務に関する事項につきましては、これは一つおいては事業主の責務といふものをあげ、それからもう一つにおきましては国、都道府県等の責務をあげた。原案では国、都道府県等の責務を三つに分けておつたわけでございますが、それを事業主の責務と国、都道府県の責務の二つに集約したこととございまして、削つたわけではございませんので、御了承をいただきたいと思ひます。

したわけではありませんで、(丁)の中に「職業訓練の振興を図る」という字句を入れまして、(丁)と(丙)をここに吸収したというふうに御理解いただきたく存じます。

○田邊委員 議事進行。いま質疑の行なわれております職業訓練審議会に出された政府の要綱案と国会に出された要綱案との違いの問題です。私もさよなら聞きまして、審議会が出した答申案は話がわかる。しかし政府が審議会に提出をした諮問案、しかも審議会はそれを受け、政府の諮問案は妥当なりと答申をしたのです。したがつて、政府が審議会に出した諮問案は、そのままこの時点でききているわけです。政府は当初の考え方に基づいて国会に法律を出してくるのが当然の責務です。しかも、いまお話を聞いておりますと、この「関係者の責務」という点でありますけれども、最初に審議会に出された政府の要綱案では「国、都道府県、事業主その他の関係者の責務」と、明確にその責任の所在を明らかにしているのです。しかも「国、都道府県及び雇用促進事業団は、」まず第一に「施設の整備充実に努めなければならない」、次に「職業訓練を行なうために必要な援助を行なうように努めなければならない」と、さらには「職業に必要な技能及び知識を習得しようとする機会と意欲を高めるように努めなければならない」、いわゆる具体的な規定を行なつておるのであります。これをいま局長の答弁のように一括をいたしまして、「職業訓練の振興を図るよう努めなければならない」と、まさに精神規定に直しておるのであります。言ひなれば国の責任を回避しているという。こういうことに変革をしておることは、私はきわめて重大だと思うのです。したがつて、この二つの要綱が違うということだけではなくて、その底に流れるものとして、わざ歪曲をして国会に提出したとすれば、私ども国会としては、これを審議するに当たらないと

いうのが当然だらうと思ふのです。まあ審議会に出された要綱が抽象的であつて、それをさらに国会に出すとときに具体化したといふならば話がわからります。その逆の立場をとつてゐる。こういう行政府の考え方方に私どもは大きな危険を感じるわけであります。したがつて、國の責任の所在を明らかにすることによるという、こういう意味合いにおいても、私はやはり、この二つの要綱案が大きな食い違いを見せてゐる現時点においてそのままこの国会に出された法律案を審議することは、これは国会輕視であると同時に、また審議会に対する不信行為でもある、こういふように考へざるを得ないわけでありますから、これに対する取り扱いは、やはり理事会を開いてこれを協議してもらうことがどうしても必要である、こういふふうに考えますので、ひとつ理事会の開会を私は正式に要求いたします。ひとつ善処をお願いしたいと思うのです。

○森田委員長 暫時休憩いたします。

午後一時十四分休憩

○森田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○原国務大臣 お答え申し上げます。

この際、労働大臣より発言を求められておりまますので、これを許します。労働大臣原健三郎君。

○原国務大臣 お答え申し上げます。

いろいろ御心配いたしました審議会の答申の件でございますが、審議会の答申した要綱と労働省が国会に提案した法案とに若干相違する点のありましたことは、まことに遺憾に存する次第でござります。

次に、今後とも審議会の意見は十分に尊重してまいりたいと考えております。

さらに、本委員会における御審議の内容あるいは御意見等につきましては、十分尊重して対処いたしたい考へでございます。

○森田委員長 質疑を続けます。枝村要作君。

○枝村委員 それでは審議に入ります。



二つの役割を兼ねたそととしていたということがあります。

そこで、技能者養成は初め、いわゆる輸出産業の振興に見込みがあると思われた中小企業向きの工業関係ですかの十五職種に限られていたのであります。昭和二十六、七年ころから、大企業でもこの技能者養成規定を受けた職訓を行なうようになりましたのでございます。しかし、時代がたつにつれいまして、いろいろ部分的なじっくりをやって改善してみても、いわゆる資本の要求が満されなくなってきた。

〔委員長退席、竹内委員長代理着席〕

そこで、絶資本の要求として体系的に提起してきたのが、例のいわゆる新時代の要請に対応する技術教育に関する意見であります。これは御承知のように、昭和三十一年十一月、日経連が政府に提出したものであります。この意見が提出されてから以後、政府はこの意見に基づいて、いわゆる政府の政策といふものが行なわれました。早くいえば、この意見に忠実に従つてきておる。これはいろいろ例があります。これは歴史的に明らかにすることができますけれども、そういうふうにすべてがなつておる。

その第一が昭和三十三年五月に今日の職訓法が制定された。そして、職業に必要な技能と腕の訓練に限定しておつて、知識と頭という問題については副次的なものとみなして、この職訓法の本質といふものが貫かれておるのであります。特に技能検定の問題でありますけれども、職訓とはかかわりなくこれは実施されて、一年後に強行しておる。そして技能労働力の不足を補うために間に合ったのである。これは先ほど言いましたように、資本の要請にこたえる政府の労働行政の一つとしてまず手始めに行なわれておる。そればかりでなく、これは国内のいわゆる人的資源のうちから、使いものになる技能者を残らず引き出して、そして国家総動員的に安く利用するといふ、そういう

意図が今日のこの職訓法の中の底を流れておる、このようにその後の経過から見えるのではないいかと思うのです。

また教育の面についても、そのことがはつきりしています。これは一々省略しますけれども、そういうやり方をしておる一面、いわゆる技術革新によって当然資本とすれば合理化を進めてまいります。合理化によつて資本の側から職業技術教育訓練が必要とされるのはあたりまることなんですが、合理化を進めるにあたつて、資本は労働者には必要最小限度の職業技術教育の訓練を与えておりますが、残りの労働者はそれは与える必要がない。職業技術教育訓練の問題は、資本が意識するかしないか、あるいは好むと好まざるとかかわらず、そういう資本の差別的なやり方といふものが一面に出てきておるといふように私どもは見るのであります。このよろしいわゆる資本の要求が今日職訓法の基本を流れおるのであります。今回の改正も、そういうことを打ち破つてしまつて、そして新しい時代、新しい感覚、新しい思想の上に立つてこの法が改正されておるのはないと思います。依然として、先ほど言つたような方針が今回の法改正の中にも貫かれておるといふように、私どもは見るのであります。

それに対して労働者の基本的な態度は、これはもう皆さんも知つていらっしゃいますように、すべての労働者は、年齢、性別にかかわりなく、公共的な職業技術教育、いわゆる技術教育を受ける権利がある。国はそれを保障しなければならぬ。特に若い労働者の権利は尊重しなければならないといふ、そういう原則をわれわれは持つておられます。それから職業技術教育の内容は、体系的で完全な基礎教育を含んで、そして永続的な社会的技術進歩に対応するものでなければならぬ。そういうふうにわれわれは見ております。そこには大きな相違点、基本的には考え方の相違があります。労働者が、かりに社会主義社会であろう

理でどう。無理でどうが、しかし、何とかして労働者の要求するこの権利としての職業訓練を取り入れる努力をすべきであるにもかかわらず、していない。絶資本の要求のみを満たすために職訓法を依然として生かそうとする、そういうところに、最初私が質問いたしましたように、今日の技能労働者の不足があるし、職訓に対する魅力といふものが失われておる、このように思うのであります。

ですから、これをいまさらどう言つてもしようがありませんが、労働者は、単に資本の側だけではなくて、資本主義の世の中であるから、社会主義的なものを加味しながら入れるとか入れぬといふことは別にして、当然やはり行政官庁としてどうしたらいいかというのを、一面的な現象面だけにとらわれず、基本的な観点に立つて、われわれの主張することも十分受け入れながら、いまから職訓の問題に取り組まなければ、ものの解決にはならぬ、というように私は考えるのであります。が、その点についてお答えを願いますと言つたつて、これはたいした答えにはならぬでしょ。けれども、ひとつ述べてもらいたいと思います。

○石黒政府委員 資本家側の意見だけではなくて、労働者側その他あらゆる方面、あるいは国会における御質問等にあらわれました各種の御意見をできるだけ取り入れて運営するということにつきまして、私どももとよりそのつもりで努力をしておるところでございます。

で、総資本の要請に基づく職業訓練が從来行なわれてきたし、今回の改正もそういう思想であるといふ点につきましては、私どもは從来からそういう點につきましては、私どももとよりそのつもりで努力をしておるところでございます。

これは校業末端の問題であるかもしませんけれども、そういうことに対しても努力がされていないといふ点が、やはりいまあなたが言われたようないい答弁は、きわめて空虚にしか受け取られないところの原因になつておるわけありますから、ひとつしっかりとつかりしてもらいたいと思うのです。

そこで、参考にひとつ資料を、先ほどのものとあわせて提出してもらいたいのですが、毎年いろいろな実態調査はされておるのであります。すると、職業訓練の実際の活動状況ですか、運営状況、そういうものを含めた実態調査をされておれば、産業別、規模別の職業訓練の、特に企業内の取り組み状況などがわかります。

○石黒政府委員 事業内職業訓練についてのお尋ねでございますが、事業内職業訓練をどの産業で行なつておるかと申しますと、一番多いのは建設業、それから製造業でございます。これにつきま

その点は必ずしも社会体制に關係なく行なわれる部分が多いのぢやなかろうか。今日の社会、日本の経済はいわゆる資本主義体制でございますけれども、しかし、總資本に奉仕するという觀点だけではやっているのではなくて、私どもは労働省でござりますから、労働者の幸福のためということを第一の主眼として努力しておるつもりでございます。至りません点がございましたら御批判をいただきたいと考えております。

○枝村委員 至りませんところばかりで、すべてが批判になるわけですが、そういう答弁しか期待できないわけです。しかし、実際の法運営の中でも、労働者の意見は少しも聞かれようとしない。主張してもそれを取り入れられようとしないという部分的な問題もたくさんあるわけです。

ただ、今日の職訓法の中で、やはり発言のできるのは審議会だけである。しかも中央の審議会だけであつて、地方は一、二、三のところにおいては全く何もやつていないというのが実情であります。それでなくて、あとからまた私ないしは同僚が質問すると思いますけれども、すべての面でやはり労働者が強い発言ができるようになります。

これは校業末端の問題であるかもしませんけれども、そういうことに対しても努力がされていないといふ答弁は、やはりいまあなたが言われたようないい答弁は、きわめて空虚にしか受け取られないところの原因になつておるわけありますから、ひとつしっかりとつかりしてもらいたいと思うのです。

そこで、参考にひとつ資料を、先ほどのものとあわせて提出してもらいたいのですが、毎年いろいろな実態調査はされておるのであります。すると、職業訓練の実際の活動状況ですか、運営状況、そういうものを含めた実態調査をされておれば、産業別、規模別の職業訓練の、特に企業内の取り組み状況などがわかります。

○石黒政府委員 事業内職業訓練についてのお尋ねでございますが、事業内職業訓練をどの産業で行なつておるかと申しますと、一番多いのは建設業、それから製造業でございます。これにつきま

しては、単独訓練と共同訓練と、それぞれ別に各産業別の数字がござります。ただいま読み上げてもよろしくうございますが、なんでしたら後ほど資料で提出するようにいたします。

○枝村委員 その中で、私ども知りたいのは規模別の中もありますが、大体どういう規模の産業が本気になって職業訓練を取り組んでおるかということなんですね。それが実は知りたいのです。だから、たとえば二、三でいいから出していただきたいたい。それから反対に、本気になっておらぬといふものも出してもらいたい。それは数字の上から明らかなんでしょう。

○石黒政府委員 お答え申し上げます。

実施事業所の数で申しますと、産業別には鉱業は非常に少のうございます。五カ所しかございません。建設業が三万三千三百二十一、製造業が一万八千百四十一、卸小売業が一千一、運輸通信業が六、電気ガス事業が十、サービス業が千三百二、これが事業所の数でございます。

規模別に申し上げますと、四十二年では、企業規模一人から四人の零細企業におきましては二万七千六百八十九、五人から十四人が一万一千四百十五、十五人から九十九人が四千三百九十八、百人から二百九十九人が四百六十二、三百人から四百九十九人が百三、五百人以上が三百二十六といふことに相なっております。これは、企業規模の小さいところのほうが事業所の数が多うございますので、この数だけでは、どしが一生懸命でどこがよくないといふことは申し上げかねるわけでございますが、一般的に申し上げますと、二次産業に比べまして、第一次産業のほうの職業訓練といふのは、ややおくれておるようを感じております。

○枝村委員 第二次、第三次と云ふように、そういう分け方をされても、私の質問にはびんとこないのですが、要するに、規模の小さいところの企業、事業所が本気になってやはり職業訓練に取り組んでおる。しかしそれは非常に苦労しておるということなんですね、これはそれこそ身銭を切つ

て、ない金を出して、そうして自分を助けるために苦労して職業訓練をし、技能労働者をつくって、自分の事業を守ろうとしておる。こういったことが、事業所の数だけではわからぬにしても、大体零細のほうのほうがたくさんあるのですから、言えるんじやないかというように思います。それから、大きな企業は単独でそれを企業内でやつておるための職業訓練であつて、特にそういう中堅幹部を養成していく、そうして労働者の中に差別の待遇、差別の思想を植えつけよう、そういうのが頗る者なんですか、それは別にして、同じ中

小の中でも、いま言われたように、百人以上はあまりやつていないですな。やついていません。これはやはり公共訓練のほうに回しておるのかもしれませんね。そして、そこでいろいろ訓練されたときの引き抜くとか、ないしは共同で分配するといふようなやり方をしておるわけなんですね。そういうふうに、いまあなたが述べられた中だけでもやはりくみ取れるであります。そのように、職業訓練そのものの取り扱いに対するいわゆる事業主のやり方を見ていいのかどうかといふことについて、説明を願いたいと思います。

○石黒政府委員 全体に、若年労働者に対する職業訓練を受けている労働者の比率といふのが、この点だけでは、どしが一生懸命でどさがよくないといふことは申し上げかねるわけでございますが、一般的に申し上げますと、二次産業に比べまして、第一次産業のほうの職業訓練といふのは、ややおくれておるよう感じております。

こうした中で、文部省は高等教育の多様化に乗り出で、約二百三十の職業課程といふものをつくりております。この中には、いわゆるかんきつ科と称するミカンの皮むきを教える科など、いろいろくられておるのでありますけれども、高校を職業教育の場から職業訓練の場にしようとしておるようならぬ傾向が見られるのであります。この問題については、あなたに質問してもどうもなりませんが、そういういわゆる後期中等教育の再編成を受けて、職業訓練では主として単能工養成に重点がかけられておるのではないかといふようになりますので、どのクラスが熱心でどのクラスが怠つておるということは、たいへん申し上げにくいくらいのところが訓練をやりにくいやうであります。つまり、このところが訓練をやりにくいやうでありますのでございますが、しかし御指摘のことく、百人から五百人くらいの、中くらいのところといふのが、単独訓練をやるには資力が足りないし、共同訓練をやるには大き過ぎるといふようなことで、比較的そのところが訓練をやりにくいやうな傾向があるよう感じております。

○枝村委員 まあ、その問題はそれまでにしておきたいと思います。

その次に、後期中等教育と職業訓練の問題について質問をしたいと思うのです。それで、これは急速な技術革新、合理化の中で、技能労働者の技能はきわめてすみやかにスクラップ化しております。今日の熟練工があすの無技能工へ転落してしまったケースが非常にふえておることは、一番よく当局が知つておると思います。こうした急速な技術革新や合理化に対応する能力を持つためには、せめて高校程度の学力を必要とすることが社会的な通念となつておる思ひです。そういう意味で高校全入運動は、完全なまでの成功はおさめおりませんけれども、相当のペーセンテージを占めて、今日東京ではすでに九〇%、平均八〇%弱が高校に進学するようになつております。

〔竹内委員長代理退席、委員長着席〕  
なお、この進学率が今後ますます上昇する傾向にあると言えるのではないかといふように私ども見ます。

こうした中で、文部省は高等教育の多様化に乗り出で、約二百三十の職業課程といふものをつくりております。この中には、いわゆるかんきつ科と称するミカンの皮むきを教える科など、いろいろくられておるのでありますけれども、高校を職業教育の場から職業訓練の場にしようとしておるようならぬと想うのであります。それはあとからこの逐条審議の中で逐次討議を重ねていきたいと思いますけれども、いまのあなたの答弁は、私どもが主張するよくな、いわゆる権利としての要求をばならぬと想うのであります。それがあとからこの逐条審議の中で逐次討議を重ねていきたいと思いますけれども、いまのあなたの答弁は、私どもが主張するよくな、いわゆる権利としての要求をばならぬと想うのであります。それがあとからこの逐条審議の中で逐次討議を重ねていきたいと思いますけれども、いまのあなたの答弁は、私どもが主張するよくな、いわゆる権利としての要求をばならぬと想うのであります。それがあとからこの逐条審議の中で逐次討議を重ねていきたいと思いますけれども、いまのあなたの答弁は、私どもが主張するよくな、いわゆる権利としての要求をばならぬと想うのであります。それがあとからこの逐条審議の中で逐次討議を重ねていきたいと思いますけれども、いまのあなたの答弁は、私どもが主張するよくな、いわゆる権利としての要求をばならぬと想うのであります。それがあとからこの逐条審議の中で逐次討議を重ねていきたいと思いますけれども、いまのあなたの答弁は、私どもが主張するよくな、いわゆる権利としての要求をばならぬと想うのであります。それがあとからこの逐条審議の中で逐次討議を重ねていきたいと思いますけれども、いまのあなたの答弁は、私どもが主張するよくな、いわゆる権利としての要求をばならぬと想うのであります。それがあとからこの逐条審議の中で逐次討議を重ねていきたいと思いますけれども、いまのあなたの答弁は、私どもが主張するよくな、いわゆる権利としての要求をばならぬと想うのであります。それがあとからこの逐条審議の中で逐次討議を重ねていきたいと思いますけれども、いまのあなたの答弁は、私どもが主張するよくな、いわゆる権利としての要求をばならぬと想うのであります。それがあとからこの逐条審議の中で逐次討議を重ねていきたいと思いますけれども、いまのあなたの答弁は、私どもが主張するよくな、いわゆる権利としての要求をばならぬと想うのであります。それがあとからこの逐条審議の中で逐次討議を重ねていきたいと思いますけれども、いまのあなたの答弁は、私どもが主張するよくな、いわゆる権利としての要求をばならぬと想うのであります。それがあとからこの逐条審議の中で逐次討議を重ねていきたいと思いますけれども、いまのあなたの答弁は、私どもが主張するよくな、いわゆる権利としての要求をばならぬと想うのであります。それがあとからこの逐条審議の中で逐次討議を重ねていきたいと思いますけれども、いまのあなたの答弁は、私どもが主張するよくな、いわゆる権利としての要求をばならぬと想うのであります。それがあとからこの逐条審議の中で逐次討議を重ねていきたいと思いますけれども、いまのあなたの答弁は、私どもが主張するよくな、いわゆる権利としての要求をばならぬと想うのであります。それがあとからこの逐条審議の中で逐次討議を重ねていきたいと思いますけれども、いまのあなたの答弁は、私どもが主張するよくな、いわゆる権利としての要求をばならぬと想うのであります。それがあとからこの逐条審議の中で逐次討議を重ねていきたいと思いますけれども、いまのあなたの答弁は、私どもが主張するよくな、いわゆる権利としての要求をばならぬと想うのであります。それがあとからこの逐条審議の中で逐次討議を重ねていきたいと思いますけれども、いまのあなたの答弁は、私どもが主張するよくな、いわゆる権利としての要求をばならぬと想うのであります。それがあとからこの逐条審議の中で逐次討議を重ねていきたいと思いますけれども、いまのあなたの答弁は、私どもが主張するよくな、いわゆる権利としての要求をばならぬと想うのであります。それがあとからこの逐条審議の中で逐次討議を重ねていきたいと思いますけれども、いまのあなたの答弁は、私どもが主張するよくな、いわゆる権利としての要求をばならぬと想うのであります。それがあとからこの逐条審議の中で逐次討議を重ねていきたいと思いますけれども、いまのあなたの答弁は、私どもが主張するよくな、いわゆる権利としての要求をばならぬと想うのであります。それがあとからこの逐条審議の中で逐次討議を重ねたい

所を通じまして、できるだけ多能工の養成に今後重点を置くべきものであるというふうに考えております。

○枝村委員 あなたは、置くべきであるというよに考えておるというのですが、実はそらなつておられるのが実態なんですね。やはり単能工を多数養成して資本の要請にこたえよう、私が最初言ったようにするといふことを言っておるようありますけれども、しかも、それどころから怠惰な気をしてくるわけでありまして、そういう意味から、私どもはこの問題について、資本の要請する職種に重点を置くのではなく、いわゆる労働者がすべて訓練は権利として受けることができますけれども、いまのあなたの答弁は、私どもが主張するよくな、いわゆる権利としての要求をばならぬと想うのであります。それがあとからこの逐条審議の中で逐次討議を重ねていきたいと思いますけれども、いまのあなたの答弁は、私どもが主張するよくな、いわゆる権利としての要求をばならぬと想うのであります。それがあとからこの逐条審議の中で逐次討議を重ねたい

いと考えております。

○枝村委員 たとえば公共訓練の場合では無料にすべきだということなどはやはり原則であります。しかし、それから ILO の百十七号ですか、それにもそういう勧告がされておるにもかかわらず、やはり多くの訓練所によっては錢をとつておるというところもあるようあります。こういうような先ほど言いましたように、労働者に権利として与えるということにはなつておらぬといういろいろな問題もありますが、労働省当局は、われわれの要求するところに従つて、ひとつそれを十分加味しながら今後真剣に取り組んでもらいたいと思います。

それからその次に、財源の確立の問題をちよつと質問したいと思うのですが、これはさきの国会で、財源は一般会計で行なうといふことが附帯決議か何かで出ておると思うのです。それがいまだに放置されて、依然として失保特別会計によつて大部分がまかなわれておるという点について、やはり労働省当局が職訓の制度に対して本気でないといふことが、この面からもうかがわれるのではないかというふうに考えられるのですが、その点についていまからどうするのですか。

○石黒政府委員 職業訓練に要する経費を一般会計から支出することはもちろん非常に望ましいわけですが、同時に、失業保険法及び雇用促進事業法におきまして、失業保険の被保険者に対して福祉施設として失業保険の金が出せる

そして特に総合訓練所及び職業訓練大学校の経費は失業保険の福祉施設として行なうといふことが法律で定められております。失業の予防といふ観点から、失業保険の福祉施設として職業訓練に支出すること自体はあながち悪いことではない。むしろ私ども訓練局だけの立場から申しますならば、ともかくあらゆる財源を集めて訓練の原資を豊かにしないと考えておる次第でございます。

○枝村委員 しかし、あちこちからかき集めてやるという、おかしいことばを使つちやいけません

けれども、おかしなものがついたやつでも何でもいいという思想は、やはり間違つておると思うのですね。ほんとうに職業訓練を拡充強化し発展させたためには、やはりちゃんとした会計のもとに運営していくことが正しいと思う。審議会の中でも、たとえば労働者の委員から、目的税を設定せいとかなんとかいう意見も出ておつたような

です。それがいいとか悪いとかは別として、よそから借りていくしかも今日多くは失保会計で、そこから大部分はまかなつておるなんといふことは、これは本気で取り組んでおるかおらぬかといふことを疑われてもしかたがないよう気がするのです。国会でも決議されておるのですから、それにはやはり忠実に当局は守つて努力せねばならないと思う。ところがいまの答弁では努力どころではない。ちっともそういうふうには受け取られぬわけなのであって、そういう意味から言えば、これは国会の決議なんというのは全く無視されておりません。そういうふうに見られてもしかたがないのですが、どうですか。その点は。

○石黒政府委員 どこからでもかき集めて、どんな金でもよいというふうにお受け取りいたいたいいたしますれば、これは私の御説明がことばがまずうございまして、おわび申し上げたいと存じます。

私はもといたしましては、一般会計から必要な金を獲得するということに最大の努力を傾注いたしました。整備率は逐年向上してきておりまして、

建物につきましては、面積はほぼ達成しておりますが、耐火構造にするという問題がござります。この非耐火構造率といふのは、四十年の二六%が四十二年には一九%に下がつておる。それから機械につきましての整備率といふのは、同じく四十年の六五%から四十二年には七二%に上がつています。整備率を十分に満たすためにはどのくらいの金がかかるかといふのは、これは非常に試算しにくいとおもいます。

○枝村委員 現在の職訓法のもとでも、施設や設備を基準どおりに整備して、それから指導員も完備

全に配置する、そうしますと、どれくらいの金が必要ですか。いまは出した金額のワクでやつて

いるのでしょうか。いまの法律に規定されておるとおりにやつたら、一体どのくらい要るのですか。まあ私はあまり数字に詳くないから、聞いてても

しゃうがないですけれども……。

○石黒政府委員 ちょっと御質問の意味がどりにくかったのですが、いまの訓練所というのが、数のものが十分であると思っておりません。それからいまの施設すべてがもちろん十分であるわけじゃございません。これをどの程度にまで拡充強化すればよろしいかといふのは、ちょっとそこは金額ではじくのはむずかしいかと思つておりますが、もし御質問の御趣旨を取り違えておりましたらば恐縮でございますが、もう一ぺん答え直します。

○枝村委員 これはなんでしょう、金があれば現行法でもある程度の職業訓練が行なわれていて、希望どおりにはいかぬにしても、まあまあやれることは問題は、金がないからじゃないですか。あなた方が要求しても大蔵省からへづられるといふようなこともありますようけれども、全体としてやはり予算の財源に縛られて、現行法でもやれることがやれない、こういうことじゃないですか。

○石黒政府委員 御指摘の点は、現在ある訓練所につきまして基準の整備率の問題であらうかと存じます。整備率は逐年向上してきておりまして、建物につきましては、面積はほぼ達成しておりますが、耐火構造にするという問題がござります。

失業保険の施設とするならば財源に余裕があるというふうな場合もございますので、失業保険の金もいまなおかなり使っておりますけれども、今後におきましては、一般会計が非常に財源が窮屈だけれども、

ただで十分であるかどうかという問題は、これまた別の問題でございます。また特に今日の日本の職業訓練の発展状況におきまして、一足飛びにそれられないというような御非難はないのじやないかと思つておりますが、それは別といつてしまひ、たとえば訓練税あるいは訓練費徴金のようないことであると考へております。ただ、その財源だけで十分であるかどうかという問題は、これまた別の問題でございます。

○枝村委員 この第一条の中の「雇用対策法と相まって」とありますね。これは、職訓の目的が雇用

ないし四〇%の整備率の向上といふのが一ぺんに達成せられると考えております。

○枝村委員 要するに、午前中の問題になつたように、安全衛生等を要綱案から削つて国会に出されると、いろいろなことをするとき金がかかるからとよれば、こんなことをすると金がかかるからといつて大蔵省からしかられたから削つたといふことです。それがいいとか悪いとかは別として、よそから借りていくしかも今日多くは失保会計で、そこから大部分はまかなつておるなんといふことは、これは本気で取り組んでおるかおらぬかといふことを疑われてもしかたがないよう気がするのです。

○石黒政府委員 ちょっと御質問の意味がどりにくかったのですが、いまの訓練所というのが、数のものが十分であると思っておりません。それからいまの施設すべてがもちろん十分であるわけじゃございません。これをどの程度にまで拡充強化すればよろしいかといふのは、ちょっとそこは金額ではじくのはむずかしいかと思つておりますが、もし御質問の御趣旨を取り違えておりましたらば恐縮でございますが、もう一ぺん答え直します。

○枝村委員 これはなんでしょう、金があれば現行法でもある程度の職業訓練が行なわれていて、希望どおりにはいかぬにしても、まあまあやれることは問題は、金がないからじゃないですか。あなた方が要求しても大蔵省からへづられるといふようなこともありますようけれども、全体としてやはり予算の財源に縛られて、現行法でもやれることがやれない、こういうことじゃないですか。

○石黒政府委員 御指摘の点は、現在ある訓練所につきまして基準の整備率の問題であらうかと存じます。整備率は逐年向上してきておりまして、建物につきましては、面積はほぼ達成しておりますが、耐火構造にするという問題がござります。

失業保険の施設とするならば財源に余裕があるというふうな場合もございますので、失業保険の金もいまなおかなり使っておりますけれども、今後におきましては、一般会計が非常に財源が窮屈だけれども、

ただで十分であるかどうかという問題は、これまた別の問題でございます。また特に今日の日本の職業訓練の発展状況におきまして、一足飛びにそれられないというような御非難はないのじやないかと思つておりますが、将来の問題といたしましては、私ども非常に興味のある問題であると考へております。

○枝村委員 総括的な問題については、以上で一応終りますが、次に、時間がありますれば、法案の中の重要な問題点について質問をしていきたく思います。委員長、いいんですか。まだ時間ありますか。

○森田委員長 どうぞ。

○枝村委員 この第一条の中の「雇用対策法と相まって」とありますね。これは、職訓の目的が雇用

用対策に従属して、雇用政策、労働力流动政策の重要な一環をなすものであるというふうにわれわれ労働者側は常にいろいろな場所でも主張しているのであります。当局の言い分も聞いております。ことであらためて私どもはそり見るのですが、労働者はどういうふうにこれを見ているかという点について答弁を願いたいと思います。

○石黒政府委員 「雇用対策法と相まって」というのは、文字どおり相まってございまして、雇用対策に、あるいは雇用政策に、職業訓練が従属するというのではないと存じますが、しかし雇用対策法も、また職業訓練も、広い意味での完全雇用を目的とするものである。雇用対策法は一〇〇%そうであらうと存じます。職業訓練は、それのみを目的とするものは申せないと存じますが、しかし、質の面での完全雇用を達成する上におきまして、職業訓練というのは非常に重要である。そういう機能を持つてはならないというふうには申せないんじゃないかと思っております。雇用対策法の中でも職業訓練に関連のある規定がございまして、職業訓練法もまた、技能労働者の職業に必要な能力を開発、向上させるといふようなことを目的としておるわけでございまして、そういう点におきましては、職業訓練と雇用対策といつたようなものは、うらはらをなして進まなければ、眞の労働者の幸福は実現できないものと私どもは考えております。

非常に固執して、条文の中に書き込んでおるといふことは、これはうらはらととかいつても、実はそれに従属していわゆる職業訓練というものが取り扱われておるというふうに見られても、しかたがないのじやないですか。

○枝村委員 しかしこれは、われわれは非常に必要だわるのですが、ほんとうに技能労働者の職業向上させるために職業訓練、技能検定を行なうという、この第一条の目的で十分じゃないですか。雇用対策法といふものと相まってということは要らぬじゃないですか。それが一つの大きな国策——國の政策といふのは、先ほど言いましたように、資本の大きな要請によつて着実に進めておるといふ、これ以外になつたのです。ですからそうなると、やはり雇用対策、國の大きな政策のもとに、いわゆる資本の要請による雇用対策法といふ、これに基づいていまの職業訓練といふものが行なわれておるとするならば、やはりあるにあるやつは、全部その効力を失つてしまふ。それがひいてはいろいろな面で差しつかえができるし、魅力がなくなつてくるといふ方向に、次第につながつていくといふことになる次第でござります。

ますことは承知しておりますが、政府の役人といつたしましては、雇用対策法といふものが成立しております以上は、労働省の雇用政策を代表するものはこの法律であると考えておる次第でございます。

職業訓練というのは、たびたび申し上げますように、雇用政策といふものと全然無縁に行なわれるものではないので、職業訓練によつて、完全雇用が質的に推進せられるといたることは、否定できない事実ではなかろうかと考えております。また、職業訓練を受ける人たちの中には、相当多數の人が、雇用対策法に規定する手当を受けおるというようなことがあります。雇用政策に訓練が從属してしまってはいけないことは、まことに御指摘のとおりでございますが、私どもいたしましては、雇用政策といふものとくらみ合ひながら職業訓練をやるという意味で、相まつということは間違つてることではないと考えておる次第でござります。

○枝村委員 これはいろいろ問題点の質問ですか、あまりこまかいところまで立ち入つて質問い合わせません。このあたりで終わりたいと思いますが、しかし生産のない手は労働者ですから、国の発展の基礎をなすのは、すべて働く人々ですから、その多くの人々がやはりこれではどうもといふような意見が出れば、別に差しつかえが——差しつかえがあるのかも知れませんが、なければ、その意欲をそぐよくな固執はやめてもらつたほうが多いような気がするのですがね。そういうふうに思いますが、それはこれで終わりたいと思いま

○石黒政府委員 先生のたびたびの御指摘でござりますが、私ども雇用対策法そのものが、資本主義の段階では、さか立ち的な政策としか見えぬのですが、その点はどうですか。

○石黒政府委員 先生のたびたびの御指摘でござりますが、私ども雇用対策法そのものが、資本主義の段階では、さか立ち的な政策としか見えぬのですが、その点はどうですか。

ますことは承知しておりますが、政府の役人とい  
たしましては、雇用対策法といふものが成立して  
おります以上は、労働省の雇用政策を代表するも  
のはこの法律であると考えておる次第でございま  
す。

○職業訓練というの、たびたび申し上げますよ  
うに、雇用政策といふものと全然無縁に行なわれ  
るというものではないので、職業訓練によつて、否  
完全雇用が質的に推進せられるということは、否  
定できない事実ではなからうかと考えております。  
また、職業訓練を受ける人たちの中には、相  
当多数の人が、雇用対策法に規定する手当を受け  
ておるというようなことをございまして、雇用政  
策に訓練が從属してしまってはいけないことは、  
まことに御指摘のとおりでござりますが、私ども  
いたしましては、雇用政策といふものとにらみ  
合ながら職業訓練をやるという意味で、相まつ  
ということは間違つてることではないと考えて  
おる次第でござります。

○枝村委員 これはいろいろ問題点の質問ですか  
ら、あまりこまかいところまで立ち入つて質問い  
たしません。このあたりで終わりたいと思います  
が、しかし生産のない手は労働者ですから、國  
の發展の基礎をなすのは、すべて働く人々ですか  
ら、その多くの人々がやはりこれではどうもとい  
うような意見が出れば、別に差しつかえが——差  
しつかえがあるのかもしれません、なければ、  
その意欲をそぞよくな固執はやめてもらつたほう  
がいいような気がするのですがね。そういうふう  
に思いますが、それはこれで終わりたいと思いま  
す。

その次に、第三章第一節のうちの第八条第三項  
の「向上訓練」という問題についてお尋ねいたし  
たいと思います。これは逐条説明の中で、あるい  
は現行訓練の内容からいろいろ見えてまいります  
と、労務管理体制強化のための監督者訓練または  
職長訓練、昇進訓練であるように見られるわけで  
あります、それが、それ間に間違つてございませんか。

の技能士程度の技能を持つておる者を、一級の技能検定に受かるようさらに技能向上させるといたような、労働者の技能を向上させることが目的とするものでござります。会社の職制を養成しよりというような目的ではございませんので、労務管理上の手段として云々といふような御指摘であつたように思ひますが、私ども、さよろには考えておらない次第でございます。

○枝村委員 しかしながら逐条説明の中にはそういうように、そういうものを含めて、総称とかなんとか書いてあるのであります。大体この法案を出すときには職長訓練といふ名称で出したのですが、どの辺で引つ込めたか知りませんが、大体そのねらいといふものはそんなんじゃないですか。

○石黒政府委員 御指摘のことく、職長ではなくて、技能長訓練といふなどを一時いわれた

ことがござります。しかしながら、技能長訓練と

いうのは、いかにも職制養成のための訓練である

ようだと言えますので、私どもそんなんのは職業訓練の直接の対象とすべきではないということ

は現に行なわれておりますし、別に悪いことではないといふふうに考えて例示はいたしております

けれども、そういう職制の養成そのものを、職業

訓練の本来の姿といふふうに考えているわけではございません。ただ、労働者がより広い技能を持ち、より高い技能を持つ、そのための訓練といふものはいろいろございまして、それを総称して「向上訓練」と申した次第でございます。

○枝村委員 しかし、逐条説明の中には、先ほど

言ふように「追加訓練、昇進訓練、監督者訓練、職長訓練等」の総称であると説明されております

ね。これは間違ありませんね。そだすると、やはりほんとうのねらいは、この追加、昇進、監督者、職長、四つの総称ではなくて、そのうちの三つはいわゆる技能長みたいな訓練として見られ

ぬやつがはつきりうたつてあるんですね。だから

最初はまあいろんな反対があつたから

「向上訓練」に改めたけれども、それでおしまいな

いいけれども、逐条説明の中で化けの皮をあらわすことになる。本質はやはり依然として技能長

といふ

こと

です。

ね

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

こっちの身になつてもらわなければいけぬといふことです。それは一年コース、二年コースとあります。いろいろに区分することがまた無理なんですね。しかも、機械的にそれをきめるということは無理なんじやないですか、あなたもわかつておるよろしく。一年で一人前になる人もおろうし、あるいは職種によつては、三年も四年もかかつて一人前になる職種もあるのですからね。ですから、詰め込みで一年コースの専修訓練といふものに入れて、そうしてぼんとぼらり出していくということは、受ける側の労働者としては、たまつたものではありませんよ。出ておる人たちはみな言つているでしょ、何のために職業訓練所に入つたかわからぬと。そういう人たちもたくさんおるわけなんですかね。私たちとすれば、やはりそういうやり方ではないかとも、実際に、実態に合わないやり方ではないかと、いうように見るわけなんです。

それともう一つは、中卒卒業者と高校卒業者、あるいはいまところは大学まで含めて、一緒にこんながらかって訓練をさせるということなんですね。それは一体何のためにやるかということなんですよ。短期、一年でが一体覚えられるのであるとかといふ疑念を持たれるでしょ。あなたも当局者としておかしいとは思ひますか。ですから、われわれが要求しておるのは、そういうものはやめてしまつて、そして多能工を養成すべきだというふうな意見を常に言つておるのです。あなた方も、それは正しい主張、意見ですから、だいぶその意見に基づいてきたようなかつこうを見せておられるようであります。たとえばいま専修が二で高齢が一の割合を、逆にしようとかいうような意見も述べられたようであります。労働者側はそれはいいとして一応は喜んでおりますが、しかしほんとうに具体的にそれをどういうふうな計画で進めていくかとか、あるいはそれに伴う予算、財政の面でどういうふうに措置するかという具体的な問題になつてくると、あなたのほうでは言を左右にして明らかにされないということになつておる

よろなんです。そうすると、せつかくいいことはおっしゃいましたが、実はから念仏で、当面のことをまかしにしかすぎない。これもまたペテンにかかるたわいということになつて、労働者の不信を買ふということになるわけです。ですから、ほんとうにあなた方がこういうような方向で、眞の意味の職業訓練をさせるということを本氣で考へておるのだったら、びしつとした計画のもとに、やはり労働者側、受ける側に自信を持たして、魅力を感じさせるような点を明らかにすべきだと思うのです。そう思うのですが、どうでしょう。

○石黒政府委員 ペテンにかけて云々といふことばがございましたが、私はそういうことをいたしました覚えはございません。ただ、それでは具体的にどういうふうに進めるかという点につきましては、まず法律におきましては、従来は一般訓練所しかつくることを認めておりませんでしたので、高等訓練校をつくることを認めるということによりまして、今後都道府県立の高等訓練校がふえると存じます。これは制度的にそういう道を開いたわけでございます。具体的にそれについてどれだけのものを何年計画でえていくかという点につきましては、法律が通りました上で都道府県の意見も聞き、また現実に労働者としましては一日も早く社会に出てかせぎたいという人がおることも事実でございますので、そういう実情も勘案いたしまして、できるだけそれに必要な予算を獲得得するよういたしたいと考えておる次第でござります。

○枝村委員 確かに労働者の中には、貧困者が非常に多いですからね。二年も三年も職業訓練で、ろくな保障もされぬでやられたらまたたるものじゃないといふことで、それは一年を希望する者がおるかもしませんよ。おるかもしませんが、それではやはり職業訓練の本来の精神を生かすこと这是できないのでありますて、そういう貧乏人に対しては、ほかの方法で援護措置を講ずるようにしてやらねばならぬ。これはもう I.L.O の十七号の勧告を読めばわかりますけれども、そ

○森田委員長　この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

○原国務大臣　先ほどの私の發言中、答申と申し上げましたのは、諮問と訂正させていただきま

す。

○枝村委員　私の質問は本日はこれまでにしておきたいと思います。

○森田委員長　この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

○原国務大臣　本案審査のため、雇用促進事業団より参考人を招致し、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長　御異議なしと認め、さよう決しました。

なお、日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○森田委員長　御異議なしと認め、さよう決しました。

次回は明二十三日午前十時理事会、十時三十分  
委員会を開会することとし、本日はこれにて散会  
いたします。

午後三時一分散会

社会労働委員会障害者対策小委員会議録第一号  
中正誤

段行	誤	正
一 一 末六	育教局	教育局
一 三 六	項目は、「」の 法律	項目は、「」の法 律
三 四 末七	提供を	提出を

昭和四十四年五月一日印刷

昭和四十四年五月六日発行

衆議院事務局

印刷者　大蔵省印刷局